

新型コロナウイルス感染症の今後の流行状況により、株主総会の運営等に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.smth.jp/>) に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

第11期

定時株主総会招集ご通知



パソコン・
スマートフォン等からも
ご覧いただけます。

Provided by TAKARA Printing

<https://s.srdb.jp/8309/>



日時

2022年6月23日（木曜日）

午前10時（午前9時開場）

場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行本店ビル

5階 会議室

決議
事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役15名選任の件

存在意義 (Purpose)

信託の力で、新たな価値を創造し、お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる

経営理念 (Mission)

- (1) 高度な専門性と総合力を駆使して、お客さまにとってトータルなソリューションを迅速に提供してまいります。
- (2) 信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立してまいります。
- (3) 信託銀行グループならではの多彩な機能を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出し、株主の期待に応えてまいります。
- (4) 個々人の多様性と創造性が、組織の付加価値として存分に活かされ、働くことに夢と誇りとやりがいを持てる職場を提供してまいります。

目指す姿 (Vision)

「The Trust Bank」の実現を目指して

三井住友トラスト・グループは、信託の受託者精神に立脚し、高度な専門性と総合力を駆使して、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出する、本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループとして、グローバルに飛躍してまいります。

行動規範 (Value)

私たち、三井住友トラスト・グループの役員・社員は、グループ経営理念を実践するため、以下の6つの行動規範を遵守してまいります。

お客さま本位の徹底 一信義誠実一

私たちは、最善至高の信義誠実と信用を重んじ確実を旨とする精神をもって、お客さまの安心と満足のために行動してまいります。

社会への貢献 一奉仕開拓一

私たちは、奉仕と創意工夫による開拓の精神をもって、社会に貢献してまいります。

組織能力の発揮 一信頼創造一

私たちは、信託への熱意を共有する多様な人材の切磋琢磨と弛まぬ自己変革で、相互信頼と創造性にあふれる組織の力を発揮してまいります。

個の確立 一自助自律一

私たちは、自助自律の精神と高い当事者意識をもって、責務を全うしてまいります。

法令等の厳格な遵守

私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない企業活動を推進してまいります。

反社会的勢力への毅然とした対応

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢を貫いてまいります。

株主の皆さまへ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第11期定時株主総会を2022年6月23日(木曜日)
に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。
ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

取締役執行役社長 高倉 透

目次

第11期定時株主総会招集ご通知	3
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 定款一部変更の件	9
第3号議案 取締役15名選任の件	13
(添付書類)	
第11期事業報告	34
連結計算書類	63
計算書類	66
監査報告書	68
株主総会会場案内図	

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第26条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.smth.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知及び添付書類には、記載しておりません。
 - ①「事業報告」のうち「当社の新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保する体制」
 - ②「連結計算書類」のうち「連結株主資本等変動計算書」及び「注記」
 - ③「計算書類」のうち「株主資本等変動計算書」及び「注記」
 - ④「連結計算書類に係る会計監査人監査報告書」したがって、本招集ご通知の添付書類の事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査委員会又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.smth.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。



(証券コード 8309)
2022年6月1日

株主各位

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役執行役社長 高倉 透

第11期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を実施したうえで開催いたしますが、株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び株主の皆さまの安全の観点から、可能な限りインターネット等による事前の議決権行使や同封の議決権行使書をご返送いただき、当日のご来場をお控えいただくこともご検討ください。なお、議決権を事前に行使いただく場合は、後記株主総会参考書類をご検討賜り、2022年6月22日(水曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会当日の様子につきましては、インターネット配信によるライブ中継でご視聴いただけます。詳しくは別添の『「バーチャル株主総会」のご案内』をご参照ください。

敬 具

記

日	時	2022年6月23日(木曜日) 午前10時
場	所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行本店ビル 5階会議室
目的事項	報告事項	1. 第11期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第11期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役15名選任の件

以 上

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応について

本株主総会では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、以下のとおり対応させていただく予定です。株主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

- ・ご来場される株主の皆さまは、必ずマスクをご着用ください。また、ご入場時に手指へのアルコール消毒液の噴霧のほか、検温を予定しており、発熱が確認される等体調不良とお見受けする株主様には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をご遠慮いただく場合がございます。
- ・会場内は、感染リスク低減のため、座席間隔を広く空けており、座席数に限りがございます。満席の際はご入場をお断りする場合がございます。
- ・前年同様、お茶等の飲料のご提供は中止させていただきます。
- ・本株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。
- ・ご来場を検討されている株主様は、健康状態や株主総会開催日時点における国内の流行状況に十分ご留意いただき、くれぐれもご無理をなさらないようお願いいたします。
- ・本株主総会当日の報告事項等（プレゼンテーションを含む）については、本株主総会終了後1週間を目処に、当社ウェブサイト(<https://www.smth.jp/>)において動画配信を予定しております。

なお、株主総会当日までの流行状況や政府等の発表内容により、上記対応を変更する場合もございますので、最新の対応方法は当社ウェブサイト(<https://www.smth.jp/>)をご確認ください。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

当日ご出席されない場合

インターネットによるご行使

「スマート行使」による ご行使



同封の議決権行使書用紙のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



詳細は同封の案内チラシをご覧ください。

行使期限

2022年6月22日(水曜日)
午後5時まで

議決権行使コード・パスワード 入力によるご行使



パソコン、スマートフォン又は携帯電話等から、次の議決権行使ウェブサイト
にアクセスし、画面の案内に従って、各
議案に対する賛否をご登録ください。

議決権行使ウェブサイト▶
<https://www.web54.net>

詳細は次頁をご覧ください。

行使期限

2022年6月22日(水曜日)
午後5時まで

書面によるご行使



同封の議決権行使書用紙に議案に
対する賛否をご表示いただき、行使
期限までに到達するようご返送くだ
さい。

行使期限

2022年6月22日(水曜日)
午後5時到着

当日ご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。なお、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙と共に会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人の資格は、本株主総会において当社の議決権を行使することができる他の株主様1名に限らせていただきます。

株主総会開催日時

2022年6月23日(木曜日)
午前10時

インターネット等による議決権行使についての注意事項

書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。インターネット等により複数回数、またはパソコン、スマートフォン又は携帯電話等で重複して議決権を行使された場合は、最終に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うこととしたします。

機関投資家の皆さまへ

上記のインターネットによる議決権行使のほか、予め申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。



「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力せずに議決権を行使できます。

! 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

「スマート行使」ご利用イメージ

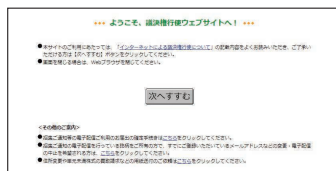


詳しくは同封の案内チラシをご覧ください



議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

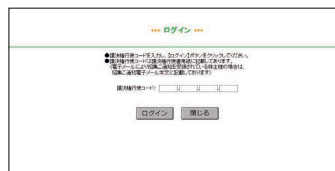
1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



ウェブ行使

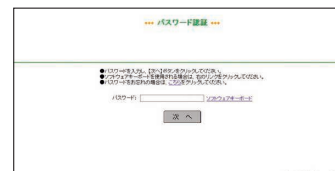
<https://www.web54.net>
[次へすすむ] をクリック

2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を入力し、「**ログイン**」をクリック

3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」を入力し、「**次へ**」をクリック
※ご自身で「パスワード」を設定されていない株主様は、新しい「パスワード」をご登録していただく必要があります。

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

(1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル ☎0120(652)031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) 上記 (1) 以外のご照会 (住所・株式数など) は、下記にお問い合わせください。

① 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部 ☎0120(782)031 (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、業績に応じた株主利益還元策として、普通株式配当につき、2022年度を目処に連結配当性向40%程度への引き上げを目指すこととしており、資本十分性の確保を前提として、中長期的な利益成長に向けた資本活用、資本効率性改善効果のバランスを踏まえつつ、機動的な自己株式取得等の実施により、株主還元の強化を目指す方針を掲げております。当期(2021年度)の期末配当につきましては、この株主還元方針を踏まえつつ、当期の業績等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式 1株につき90円00銭 総額 33,747,029,100円

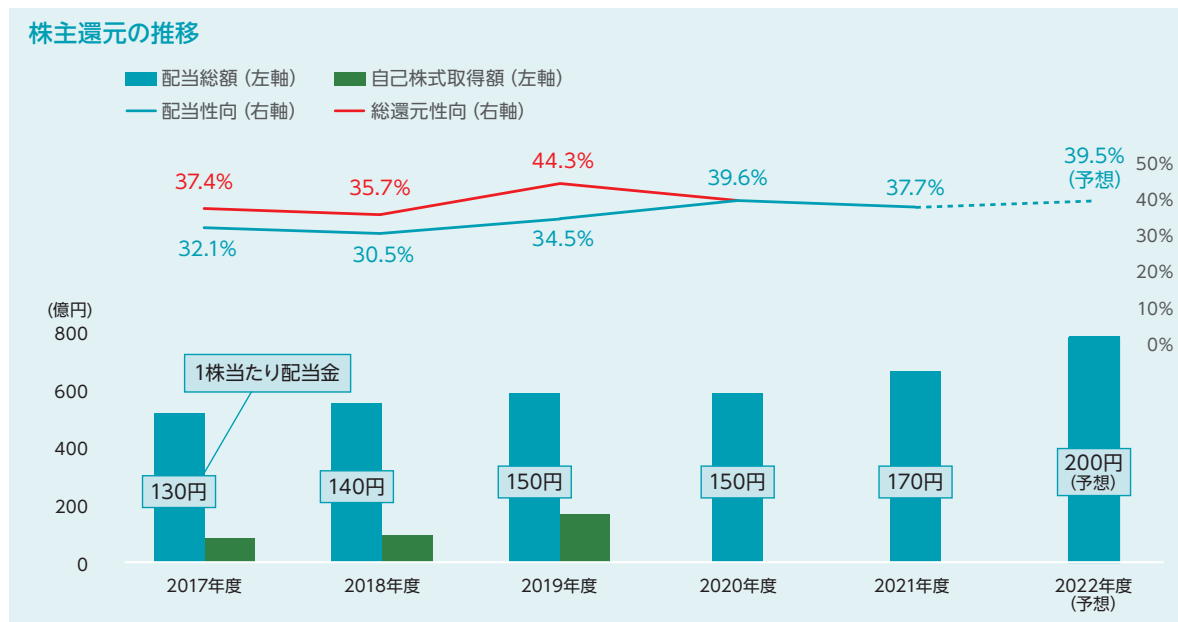
なお、2021年12月にお支払いいたしました中間配当金(1株につき80円00銭)を含め、この1年間にお支払いする普通株式の配当金の合計は1株につき170円00銭となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月24日

(ご参考①)

当社は、かねてより株主の皆さまへの利益還元強化に取り組んでおり、2022年度の普通株式配当を1株につき30円増配の200円、連結配当性向を39.5%と予想しております。



第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 提案の理由

(1) 株主総会を場所の定めのない株主総会とすることが、株主の皆さまの利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、定款に、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨を定めることができることとする法律（「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」）が、2021年6月16日に公布・施行されました。

当社といたしましては、株主総会における株主様との直接の対話機会を確保したいとの考えから原則として場所の定めのある株主総会を開催する予定ですが、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆さまの利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、当社定款を変更するものであります。

なお、本（1）による定款一部変更は、当社が上記の経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、効力を生じるものとします。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第26条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第26条第2項は、書面交付請求をした株主の皆さまに交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第26条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 株主総会</p> <p>第23条 (招集) 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後、3月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>第26条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 株主総会</p> <p>第23条 (招集) 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後、3月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。</p> <p><u>2 当社は、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会（種類株主総会を含む）を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会（種類株主総会を含む）を場所の定めのない株主総会（種類株主総会にあっては、場所の定めのない種類株主総会）とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>第26条（電子提供措置等）</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設)	<p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第1条（電子提供措置等に伴う経過措置）</u> 現行定款第26条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第26条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「<u>施行日</u>」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第26条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役15名選任の件

取締役15名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、社外取締役7名を含む取締役15名の選任をお願いいたしたいと存じます。

社外取締役候補者7名全員は、当社が定める「独立役員に係る独立性判断基準」を充足しております。「独立役員に係る独立性判断基準」については32頁～33頁をご参照ください。

なお、下表の「取締役候補者の専門性・経験」は、当社の重要課題（マテリアリティ）に対応する、「企業経営」、「財務会計」、「法務・リスク管理・コンプライアンス」及び、新たな価値創造に繋がる信託業務固有のスキルやサステナビリティ、デジタル・ITなどを含む「創造」の分野における高い見識と豊富な知識の保有状況を示しております。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役候補者の専門性・経験			
			企業経営	財務会計	法務・リスク管理・コンプライアンス	創造
1	(男性) たかくら 高倉 透	取締役執行役社長（代表執行役）	●	—	●	●
2	(男性) あらかみ 荒海 次郎	取締役執行役副社長（代表執行役） 社長補佐（全般）	●	—	●	●
3	(男性) やまぐち 山口 信明	取締役執行役専務 財務企画部担当	●	●	—	●
4	(男性) おおやま 大山 一也	取締役執行役	●	●	●	●
5	(男性) おおおく ぼてつ お 大久保哲夫	取締役会長 指名委員 報酬委員	●	●	●	●
6	(男性) はしもと 橋本 勝	取締役 指名委員 報酬委員	●	●	●	●
7	(男性) しゅどう 首藤 邦之	取締役 監査委員	●	—	●	●
8	(男性) たなか 田中 浩二	取締役 監査委員	●	—	●	●

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役候補者の専門性・経験				
			企業経営	財務会計	法務・リスク管理・コンプライアンス	創造	
9	(男性) まつした いさお 松下 功夫	取締役（取締役会議長） 指名委員長 報酬委員	社外 (独立役員)	●	●	—	●
10	(男性) さいとう しんいち 齋藤 進一	取締役 指名委員 監査委員長	社外 (独立役員)	●	●	●	●
11	(女性) かわもと ひろこ 河本 宏子	取締役 指名委員 報酬委員長	社外 (独立役員)	●	—	●	●
12	(男性) あそう みつひろ 麻生 光洋	取締役 監査委員	社外 (独立役員)	—	—	●	●
13	(男性) かとう のぶあき 加藤 宣明	取締役 指名委員 報酬委員	社外 (独立役員)	●	—	—	●
14	(男性) やなぎ まさのり 柳 正憲	取締役 指名委員 報酬委員	社外 (独立役員)	●	—	—	●
15	(女性) かしま 鹿島かおる	取締役 監査委員	社外 (独立役員)	●	●	●	●

- (注) 1. 上記一覧表は、候補者の有するすべての知見を表すものではありません。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は、松下功夫、齋藤進一、河本宏子、麻生光洋、加藤宣明、柳正憲及び鹿島かおるの各氏との間で、各氏が会社法第423条第1項の規定により当社に対し負担する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。各氏が取締役を選任された場合、当社と各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、取締役、執行役及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者が取締役に選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

(ご参考②) 取締役候補者の選定にあたって

指名委員会等設置会社である当社は、社外取締役が過半数を占める指名委員会（*）において、「コーポレートガバナンス基本方針」で定める取締役会の構成、取締役候補者に求める資質の考え方等に基づき、取締役候補者を選定しております。その概要は次のとおりです。

（*）指名委員会の役割

株主総会に提出する取締役候補者の選解任に関する議案の内容の決定に加え、取締役会からの執行役の選解任並びに経営陣の後継人材育成計画に関する諮問に対して審議・答申を行っております。2022年5月末現在、指名委員会は7名の取締役で構成し、うち5名が独立性を有する社外取締役であり、委員長もその社外取締役の中から選定しております。

●取締役会の構成

当社の取締役会の人数は、グループの経営管理機能を担う金融持株会社に求められる実効性ある監督機能を発揮するために必要且つ適切な人数で構成することを基本としつつ、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、取締役会の人数のうち、独立性ある社外取締役の占める割合を原則3分の1以上として運営しております。

●取締役候補者に求める資質

当社は、当グループの存在意義（パーパス）を「信託の力で、新たな価値を創造し、お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる」と定め、重要課題（マテリアリティ）を特定の上、社会課題の解決を使命とするとともに、自らの成長機会と認識し、「社会的価値創出と経済的価値創出の両立」を経営の根幹に据えております。

当社の取締役候補者は、当社の重要課題（マテリアリティ）に対応する、「企業経営」、「財務会計」、「法務・リスク管理・コンプライアンス」及び、新たな価値創造に繋がる信託業務固有のスキルやサステナビリティ、デジタル・ITなどを含む「創造」の分野における高い見識と豊富な知識を有する人材の中から、次の資質を満たす者を選任するものとしております。

社内取締役候補者

- ①信託銀行グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識、経験を有する者。
- ②銀行業務における社会的な責任・使命、及び信託業務における受託者精神を十分に理解し、高い自己規律に基づいて、経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行し得る者。

社外取締役候補者

- ①当社の独立性判断基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずる虞が無いと認められる者。
- ②当社の経営理念、信託銀行グループとしての社会的な責務や役割に十分な理解を有するとともに、当社の経営を監督し、的確・適切な意見・助言を行い得る者。

(ご参考③) 本株主総会後の各種委員会への就任予定

取締役候補者15名は、本株主総会において選任された後、以下のとおり就任する予定です。

(●：委員長、○：委員)

氏名	地位	指名委員会	報酬委員会	監査委員会	リスク委員会※	利益相反管理委員会※
高倉透	取締役執行役社長 (代表執行役)					
荒海次郎	取締役執行役副社長 (代表執行役)					
山口信明	取締役執行役専務					
大山一也	取締役執行役					
大久保哲夫	取締役会長	○	○			
橋本勝	取締役	○	○			
首藤邦之	取締役			○		
田中浩二	取締役			○		
松下功夫	取締役(社外) (取締役会議長)	●	○			
齋藤進一	取締役(社外)			○		
河本宏子	取締役(社外)	○	●			
麻生光洋	取締役(社外)	○		●		
加藤宣明	取締役(社外)	○	○			○
柳正憲	取締役(社外)	○	○			
鹿島かおる	取締役(社外)			○	○	

※リスク委員会及び利益相反管理委員会の委員長には、社外有識者である藤井健司氏及び三井住友信託銀行株式会社の社外取締役である神田秀樹氏がそれぞれ就任する予定です。

候補者番号

1

たか
高くら
倉とおる
透

取締役在任期間：1年

再任



生年月日	1962年3月10日生
所有する当社株式の数	普通株式13,582株 潜在株式(※)7,162株
当社における地位及び担当	取締役執行役社長（代表執行役）
取締役会出席状況	100%（12回/12回）

略歴

1984年4月	住友信託銀行株式会社 入社	2017年4月	三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員
2010年6月	同社執行役員本店支配人兼企画部統括推進部長	2017年4月	当社専務執行役員
2012年4月	三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員	2017年6月	当社取締役執行役専務
2012年4月	当社常務執行役員	2019年6月	当社執行役員
2013年7月	三井住友信託銀行株式会社 取締役常務執行役員経営企画部長	2021年4月	三井住友信託銀行株式会社取締役（現職）
2013年7月	当社常務執行役員経営企画部長	2021年4月	当社執行役社長
2014年1月	三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員	2021年6月	当社取締役執行役社長（現職）
2014年1月	当社常務執行役員		

重要な兼職の状況

三井住友信託銀行株式会社取締役

候補者とした理由

同氏は、当社の経営管理部門の統括役員を経て、2021年4月に執行役社長に、2021年6月に取締役執行役社長に就任しております。併せて、三井住友信託銀行株式会社においても経営管理部門の統括役員の経験に加え、受託事業統括役員を担う等信託銀行グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識及び経験を有しております。これまで培った会社経営、事業経営の経験を基に、今後も、グループの経営全般を牽引する立場で、グループの持続的な成長及び企業価値の向上に向けた牽引力の発揮を期待し、取締役候補者としております。

※潜在株式数は、信託を用いた業績連動型株式報酬制度における確定した付与ポイント数（＝普通株式数）及び過去に付与した株式報酬型ストックオプション制度における新株予約権の目的となる普通株式数の合計を記載しております。



生年月日	1960年5月24日生
所有する当社株式の数	普通株式18,400株 潜在株式(※)7,162株
当社における地位及び担当	取締役執行役員副社長（代表執行役） 社長補佐（全般）
取締役会出席状況	100%（16回/16回）

略歴

1984年4月	三井信託銀行株式会社 入社	2015年4月	三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員
2011年7月	中央三井アセット信託銀行株式会社 執行役員受託企画部長	2017年4月	同社取締役専務執行役員（～2021年3月退任）
2012年4月	三井住友信託銀行株式会社 常務執行役員年金企画部長	2017年4月	当社専務執行役員
2014年4月	同社常務執行役員	2017年6月	当社取締役執行役員専務
2014年4月	当社常務執行役員	2021年4月	当社取締役執行役員副社長（現職）

重要な兼職の状況

—

候補者とした理由

同氏は、2017年4月から当社の専務執行役員、2017年6月から2021年3月まで取締役執行役員専務として経営管理部門を統括し、2021年4月から取締役執行役員副社長に就任しております。併せて、三井住友信託銀行株式会社においても、2021年3月まで受託事業の管掌役員を担う等、信託銀行グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識及び経験を有しております。これまで培った経験を基に、今後も、グループの経営全般の統括を補佐する立場で、グループの持続的な成長及び企業価値の向上に向けた牽引力の発揮を期待し、取締役候補者としております。

※潜在株式数は、信託を用いた業績連動型株式報酬制度における確定した付与ポイント数（＝普通株式数）及び過去に付与した株式報酬型ストックオプション制度における新株予約権の目的となる普通株式数の合計を記載しております。

候補者番号

3

やま ぐち のぶ あき
山 口 信 明

取締役在任期間：1年

再任



生年月日	1967年2月22日生
所有する当社株式の数	普通株式4,170株 潜在株式(※)3,688株
当社における地位及び担当	取締役執行役専務 財務企画部
取締役会出席状況	100% (12回/12回)

略歴

1989年4月	三井信託銀行株式会社 入社	2021年4月	当社執行役専務
2017年4月	三井住友信託銀行株式会社執行役員本店営業第五部長	2021年6月	当社取締役執行役専務（現職）
2019年4月	同社常務執行役員		
2019年4月	当社執行役員		
2021年4月	三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員（現職）		

重要な兼職の状況

三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員

候補者とした理由

同氏は、2017年4月に三井住友信託銀行株式会社の執行役員に就任以来、法人トータルソリューション事業や不動産事業等において幅広い営業経験を有するとともに、2021年4月から当社の執行役専務、2021年6月からは当社の取締役執行役専務として経営管理部門の統括役員を務めております。今後も、グループの持続的な成長及び企業価値の向上に向けた牽引力の発揮を期待し、取締役候補者としております。

※潜在株式数は、信託を用いた業績連動型株式報酬制度における確定した付与ポイント数（＝普通株式数）及び過去に付与した株式報酬型ストックオプション制度における新株予約権の目的となる普通株式数の合計を記載しております。



生年月日	1965年6月7日生
所有する当社株式の数	普通株式7,249株 潜在株式(※)5,188株
当社における地位及び担当	取締役執行役
取締役会出席状況	100% (12回/12回)

略歴

1988年4月	住友信託銀行株式会社 入社	2017年6月	当社執行役員経営企画部長
2015年4月	三井住友信託銀行株式会社執行役員本店営業第四部長	2019年4月	三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員
2016年1月	三井住友信託銀行株式会社執行役員人事部主管	2019年4月	当社執行役常務
2016年1月	当社執行役員人事部主管	2021年4月	三井住友信託銀行株式会社取締役社長（現職）
2016年4月	三井住友信託銀行株式会社執行役員人事部長	2021年4月	当社執行役
2016年4月	当社執行役員人事部長	2021年6月	当社取締役執行役（現職）
2017年4月	三井住友信託銀行株式会社常務執行役員経営企画部長		
2017年4月	当社常務執行役員経営企画部長		

重要な兼職の状況

三井住友信託銀行株式会社取締役社長

候補者とした理由

同氏は、2017年4月に当社の常務執行役員経営企画部長に就任以来、一貫して当グループの経営戦略の立案・推進を担い、2021年4月には三井住友信託銀行株式会社の取締役社長に就任し、同社の経営全般を担っております。当社においても、2021年6月に取締役執行役に就任しており、今後もグループの経営全般を統括する立場で、グループの持続的な成長及び企業価値の向上に向けた牽引力の発揮を期待し、取締役候補者としております。

※潜在株式数は、信託を用いた業績連動型株式報酬制度における確定した付与ポイント数（＝普通株式数）及び過去に付与した株式報酬型ストックオプション制度における新株予約権の目的となる普通株式数の合計を記載しております。

候補者番号

5

お お く ぼ て つ お
大久保 哲 夫

取締役在任期間：11年3ヶ月

再任

非執行



生年月日	1956年4月6日生
所有する当社株式の数	普通株式25,658株 潜在株式(※)16,508株
当社における地位及び担当	取締役会長 指名委員、報酬委員
取締役会出席状況	100% (16回/16回)
指名委員会出席状況	100% (16回/16回)
報酬委員会出席状況	100% (10回/10回)

略歴

1980年4月	住友信託銀行株式会社 入社	2013年4月	当社取締役専務執行役員
2006年6月	当社執行役員業務部長	2013年4月	当社取締役専務執行役員
2007年6月	当社執行役員本店支配人	2016年4月	三井住友信託銀行株式会社取締役副社長
2007年6月	当社執行役員	2016年4月	当社取締役副社長
2008年1月	当社常務執行役員	2017年4月	三井住友信託銀行株式会社取締役（現職）
2008年6月	当社取締役兼常務執行役員	2017年4月	当社取締役社長
2011年4月	当社取締役常務執行役員	2017年6月	当社取締役執行役社長
2012年4月	三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員	2021年4月	当社取締役会長（現職）

重要な兼職の状況

三井住友信託銀行株式会社取締役

候補者とした理由

同氏は、当社の経営管理部門の統括役員として会社経営の一角を担う経験を経て、2017年6月から2021年3月まで取締役執行役社長としてグループの経営全般を統括し、2021年4月から取締役会長に就任しております。これまで培った会社経営、事業経営の経験を基に、今後も、グループの持続的な成長及び企業価値の向上への更なる貢献を期待し、取締役候補者としております。

※潜在株式数は、信託を用いた業績連動型株式報酬制度における確定した付与ポイント数（＝普通株式数）及び過去に付与した株式報酬型ストックオプション制度における新株予約権の目的となる普通株式数の合計を記載しております。



生年月日	1957年4月2日生
所有する当社株式の数	普通株式19,500株 潜在株式(※)16,108株
当社における地位及び担当	取締役 指名委員、報酬委員
取締役会出席状況	100% (16回/16回)
指名委員会出席状況	100% (16回/16回)
報酬委員会出席状況	100% (10回/10回)

略歴

1980年4月	三井信託銀行株式会社 入社	2013年6月	当社取締役常務執行役員
2007年10月	同社執行役員経営企画部長	2015年4月	三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員
2010年7月	当社常務執行役員経営企画部長	2015年4月	当社取締役専務執行役員
2011年2月	当社常務執行役員経営企画部長 兼 財務企画部長 兼 中央三井信託銀行株式会社 常務執行役員財務企画部長	2015年6月	当社専務執行役員
2011年3月	当社常務執行役員 退任	2016年10月	三井住友信託銀行株式会社取締役副社長
2011年4月	中央三井信託銀行株式会社常務執行役員 総合資金部長	2016年10月	当社副社長執行役員
2012年4月	三井住友信託銀行株式会社常務執行役員	2017年4月	三井住友信託銀行株式会社取締役社長
2013年4月	同社取締役常務執行役員	2017年4月	当社執行役員
2013年4月	当社常務執行役員	2017年6月	当社取締役執行役
		2021年4月	三井住友信託銀行株式会社取締役会長（現職）
		2021年4月	当社取締役（現職）

重要な兼職の状況

三井住友信託銀行株式会社取締役会長

候補者とした理由

同氏は、当社の経営管理部門の統括役員等を歴任し、2016年10月から2017年3月まで副社長執行役員、2017年6月から2021年3月まで取締役執行役を務め、当グループ経営全般の補佐を担ってまいりました。また、三井住友信託銀行株式会社においては、2017年4月から2021年3月まで取締役社長として同社の経営全般を統括し、2021年4月から取締役会長に就任しております。当社においても、今後もグループの持続的な成長及び企業価値の向上への更なる貢献を期待し、取締役候補者としております。

※潜在株式数は、信託を用いた業績連動型株式報酬制度における確定した付与ポイント数（＝普通株式数）及び過去に付与した株式報酬型ストックオプション制度における新株予約権の目的となる普通株式数の合計を記載しております。

候補者番号

7

しゅ とう くに ゆき
首 藤 邦 之

取締役在任期間：3年

再任

非執行



生年月日	1960年7月30日生
所有する当社株式の数	普通株式7,298株 潜在株式(※)3,000株
当社における地位及び担当	取締役 監査委員
取締役会出席状況	100% (16回/16回)
監査委員会出席状況	100% (17回/17回)

略歴

1984年4月	住友信託銀行株式会社 入社	2019年6月	当社取締役(現職)
2014年4月	三井住友信託銀行株式会社 執行役員米州地区支配人兼ニューヨーク支店長		
2018年4月	同社常務執行役員(～2019年6月退任)		
2018年10月	当社執行役員		

重要な兼職の状況

—

候補者とした理由

同氏は、これまで受託事業や海外部門の部長職、米州地区支配人、ニューヨーク支店長等を歴任した後、三井住友信託銀行株式会社の常務執行役員、当社執行役員を務め、海外業務統括室・米州統括室の担当役員を務める等、信託銀行グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識及び経験を有しております。これまで培った経験を基に、公正かつ客観的な立場から業務執行状況全般を監査する知識及び経験を備えており、経営の健全性及び透明性の向上への貢献を期待し、取締役候補者としております。

※潜在株式数は、信託を用いた業績連動型株式報酬制度における確定した付与ポイント数(＝普通株式数)及び過去に付与した株式報酬型ストックオプション制度における新株予約権の目的となる普通株式数の合計を記載しております。

候補者番号

8

た な か こう じ
田 中 浩 二

取締役在任期間：3年

再任

非執行



生年月日	1963年5月18日生
所有する当社株式の数	普通株式4,900株 潜在株式(※)3,300株
当社における地位及び担当	取締役 監査委員
取締役会出席状況	100% (16回/16回)
監査委員会出席状況	100% (17回/17回)

略歴

1986年4月	三井信託銀行株式会社 入社	2019年6月	当社取締役(現職)
2014年4月	三井住友信託銀行株式会社 執行役員横浜駅西口支店長		
2017年4月	同社常務執行役員		
2018年4月	同社取締役常務執行役員(～2019年6月退任)		

重要な兼職の状況

—

候補者とした理由

同氏は、これまで不動産事業の部長職や国内支店の支店長職等を歴任した後、三井住友信託銀行株式会社の常務執行役員を務め、内部監査部の統括役員を担う等、信託銀行グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識及び経験を有しております。これまで培った経験を基に、公正かつ客観的な立場から業務執行状況全般を監査する知識及び経験を備えており、経営の健全性及び透明性の向上への貢献を期待し、取締役候補者としております。

※潜在株式数は、信託を用いた業績連動型株式報酬制度における確定した付与ポイント数(＝普通株式数)及び過去に付与した株式報酬型ストックオプション制度における新株予約権の目的となる普通株式数の合計を記載しております。



生年月日	1947年4月3日生
所有する当社株式の数	普通株式0株
当社における地位及び担当	取締役(取締役会議長) 指名委員(委員長)、報酬委員
取締役会出席状況	100%(16回/16回)
指名委員会出席状況	100%(16回/16回)
報酬委員会出席状況	100%(10回/10回)

略歴

1970年4月	日本鉱業株式会社(現ENEOS株式会社)入社	2010年7月	JX日鉱日石エネルギー株式会社(現ENEOS株式会社)代表取締役副社長執行役員
2002年9月	新日鉱ホールディングス株式会社(現ENEOSホールディングス株式会社)取締役 財務グループ財務担当	2012年6月	JXホールディングス株式会社(現ENEOSホールディングス株式会社)代表取締役社長社長執行役員
2003年6月	同社常務取締役	2015年6月	同社相談役(～2019年6月退任)
2004年6月	株式会社ジャパンエナジー(現ENEOS株式会社)取締役常務執行役員	2016年6月	国際石油開発帝石株式会社(現株式会社INPEX)社外取締役(～2019年6月退任)
2005年4月	同社取締役専務執行役員	2016年6月	株式会社マツモトキヨシホールディングス(現株式会社マツキヨココカラ&カンパニー)社外取締役(現職)
2006年6月	同社代表取締役社長	2017年6月	当社取締役(現職)
2006年6月	新日鉱ホールディングス株式会社(現ENEOSホールディングス株式会社)取締役(非常勤)		
2010年4月	JXホールディングス株式会社(現ENEOSホールディングス株式会社)取締役(非常勤)		

重要な兼職の状況

株式会社マツキヨココカラ&カンパニー社外取締役

独立役員の届出

同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、当社が定める「独立役員に係る独立性判断基準」を充足しており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。なお、同氏は、2019年6月まで、JXTGホールディングス株式会社(現ENEOSホールディングス株式会社)の相談役を務めておりましたが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に問題はありません。

候補者としての理由及び期待される役割

同氏は、日本を代表する総合エネルギー・資源・素材企業グループであるJXホールディングス株式会社(現ENEOSホールディングス株式会社)の元代表取締役社長として、会社経営全般に豊富な経験を有しております。また、当社社外取締役在任中はかかる経験に基づく発言・助言をいただくとともに、取締役会議長及び指名委員会委員長として、取締役会の実効性及び監督機能の更なる向上に尽力いただいていることから、社外取締役候補者といたしました。今後も、同氏のこれまで培った事業経営、会社経営の知見及び見識を、業務執行の監督や経営全般に関する助言等により、当社の経営に生かしていただくことを期待しております。また、選任後も引き続き指名委員会の委員長及び報酬委員会の委員を務めていただく予定です。



生年月日	1949年1月16日生
所有する当社株式の数	普通株式7,849株
当社における地位及び担当	取締役 指名委員、監査委員(委員長)
取締役会出席状況	100% (16回/16回)
指名委員会出席状況	100% (16回/16回)
監査委員会出席状況	100% (17回/17回)

略歴

1971年4月	丸紅飯田株式会社(現丸紅株式会社)入社	2013年5月	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役社長
2001年6月	丸紅株式会社執行役員財務部長	2013年6月	三井住友信託銀行株式会社監査役 (~2015年6月退任)
2002年4月	同社執行役員広報・IR部長	2013年6月	当社監査役(~2017年6月退任)
2002年9月	同社執行役員 退任	2014年7月	ユニチカ株式会社社外取締役(~2015年6月退任)
2003年1月	アーンストアンドヤング・グローバル・フィナンシャル・サービス株式会社入社	2015年6月	シャープ株式会社社外取締役(~2016年6月退任)
2004年7月	株式会社整理回収機構企業再生検討委員会委員 (~2017年6月退任)	2016年10月	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役共同代表
2005年7月	アーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社代表取締役	2017年1月	株式会社明光商会社外取締役(~2019年4月退任)
2009年7月	同社代表取締役CEO	2017年6月	当社取締役(現職)
2010年7月	新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)マネージングディレクター グローバル・マーケティング本部アカウントアンドビジネスデベロップメント部長(~2013年4月退職)	2018年12月	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役会長(~2019年11月退任)
		2020年10月	プルデンシャル ズブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社社外取締役(現職)

重要な兼職の状況

プルデンシャル ズブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社社外取締役

独立役員の届出

同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、当社が定める「独立役員に係る独立性判断基準」を充足しており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。なお、同氏は、2019年11月まで、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社の代表取締役会長を務めておりましたが、同社と当社及び当グループ会社との間に取引はなく、また、当社子会社である三井住友信託銀行株式会社は、同氏が2002年9月まで在籍していた丸紅株式会社の普通株式を保有しておりますが、同社の発行済株式総数の1%未満であること等から、独立性に問題はありません。

候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、丸紅株式会社の元財務部長として、財務会計に関する豊富な知識及び経験を有しているほか、投資事業会社の経営にも携わり、金融事業の会社経営者としての高い見識も有しております。また、2013年6月以降当社社外監査役を4年間、2017年6月以降当社社外取締役を務めておりますが、在任中はかかる経験等に基づく発言・助言をいただくとともに、監査委員会委員長として、業務執行状況全般の監査の実効性並びに経営の健全性及び透明性の更なる向上に尽力いただいていることから、社外取締役候補者といえました。今後も、同氏のこれまで培った事業経営、会社経営の知見及び見識を、業務執行の監督や経営全般に関する助言等により、当社の経営に生かしていただくことを期待しております。また、選任後は、監査委員会の委員を務めていただく予定です。



生年月日	1957年2月13日生
所有する当社株式の数	普通株式3,700株
当社における地位及び担当	取締役 指名委員、報酬委員(委員長)
取締役会出席状況	100% (16回/16回)
指名委員会出席状況	100% (16回/16回)
報酬委員会出席状況	100% (10回/10回)

略歴

1979年7月	全日本空輸株式会社入社	2016年4月	同社取締役専務執行役員グループ女性活躍推進担当、東京オリンピック・パラリンピック推進本部副部長(～2017年3月退任)
2009年4月	同社執行役員客室本部長	2016年6月	三井住友信託銀行株式会社取締役(～2017年6月退任)
2010年4月	同社上席執行役員客室本部長	2017年4月	株式会社ANA総合研究所代表取締役副社長
2012年11月	同社上席執行役員オペレーション部門副統括、客室センター長	2017年6月	株式会社ルネサンス社外取締役(現職)
2013年4月	同社取締役執行役員オペレーション部門副統括、客室センター長	2017年6月	当社取締役(現職)
2014年4月	同社常務取締役執行役員女性活躍推進担当、オペレーション部門副統括、客室センター長	2020年4月	株式会社ANA総合研究所取締役会長
2015年4月	同社常務取締役執行役員女性活躍推進担当、ANAブランド客室部門統括	2020年6月	東日本旅客鉄道株式会社社外取締役(現職)
2016年1月	同社常務取締役執行役員女性活躍推進担当、ANAブランド客室部門統括、東京オリンピック・パラリンピック推進本部副部長	2021年4月	株式会社ANA総合研究所顧問(現職)

重要な兼職の状況

株式会社ANA総合研究所顧問
株式会社ルネサンス社外取締役
東日本旅客鉄道株式会社社外取締役

独立役員の届出

同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、当社が定める「独立役員に係る独立性判断基準」を充足しており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。なお、同氏は現在、株式会社ANA総合研究所の顧問を務めておりますが、当社が属する企業グループの持株会社であるANAホールディングス株式会社(以下、「ANAHD」といいます。)と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、ANAHDの連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であります。また、当社子会社である三井住友信託銀行株式会社は、同氏が在籍していたANAHDの普通株式を保有しておりますが、同社の発行済株式総数の1%未満であること等から、独立性に問題はございません。

候補者としての理由及び期待される役割

同氏は、全日本空輸株式会社で2013年4月以降取締役執行役員、2016年4月以降取締役専務執行役員を務め、同社の経営全般及び女性活躍推進担当を担っており、企業経営及びダイバーシティに関する豊富な知識及び経験を有しております。2016年6月から1年間三井住友信託銀行株式会社の社外取締役、2017年6月以降当社社外取締役を務めております。在任中はかかる経験等に基づく発言・助言をいただくとともに、報酬委員会委員長として、取締役会の監督機能の更なる向上に尽力いただいていることから、社外取締役候補者いたしました。今後も、同氏のこれまで培った事業経営、会社経営の知見及び見識を、業務執行の監督や経営全般に関する助言等により、当社の経営に生かしていただくことを期待しております。また、選任後も引き続き報酬委員会の委員長及び指名委員会の委員を務めていただく予定です。

候補者番号

12

あ　　そ　　みつ　　ひろ
麻　　生　　光　　洋

社外取締役在任期間：3年

再任

社外取締役(独立役員)



生年月日	1949年6月26日生
所有する当社株式の数	普通株式0株
当社における地位及び担当	取締役 監査委員
取締役会出席状況	93% (15回/16回)
監査委員会出席状況	94% (16回/17回)

略歴

1975年4月	東京地方検察庁検事	2013年6月	住友化学株式会社社外監査役(現職)
2010年5月	法務総合研究所長	2014年6月	株式会社ユー・エス・エス社外取締役 (~2018年6月退任)
2010年10月	福岡高等検察庁検事長(~2012年6月退官)	2015年6月	株式会社ノジマ社外取締役(~2017年6月退任)
2012年10月	弁護士登録	2016年6月	三井住友信託銀行株式会社監査役 (~2019年6月退任)
2013年4月	法政大学法科大学院兼任教授 (~2017年3月退任)	2019年6月	当社取締役(現職)

重要な兼職の状況

弁護士
住友化学株式会社社外監査役

独立役員の届出

同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、当社が定める「独立役員に係る独立性判断基準」を充足しており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。

候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、福岡高等検察庁検事長、法政大学法科大学院兼任教授等を歴任し、法律の専門家でありかつ組織マネジメントの経験を有しております。また、2016年6月から3年間三井住友信託銀行株式会社の社外監査役、2019年6月以降当社社外取締役を務めておりますが、在任中のかかる経験に基づく発言・助言をいただいていることから、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。今後も、同氏の知見及び見識を、業務執行の監督や経営全般に関する助言等により、当社の経営に生かしていただくことを期待しております。また、選任後は、監査委員会の委員長及び指名委員会の委員を務めていただく予定です。



生年月日	1948年11月3日生
所有する当社株式の数	普通株式0株
当社における地位及び担当	取締役 指名委員、報酬委員
取締役会出席状況	100% (12回/12回)
指名委員会出席状況	100% (12回/12回)
報酬委員会出席状況	100% (6回/6回)

略歴

1971年4月	日本電装株式会社(現株式会社デンソー)入社	2015年6月	株式会社デンソー取締役会長
2000年6月	株式会社デンソー取締役	2016年6月	KDDI株式会社社外監査役 (~2020年6月退任)
2004年6月	同社常務役員	2017年5月	愛知県経営者協会会長 (~2021年5月退任)
2005年6月	デンソーインターナショナルヨーロッパ株式会社 取締役社長 (~2007年6月退任)	2017年6月	トヨタ紡織株式会社社外取締役 (~2019年6月退任)
2007年6月	株式会社デンソー専務取締役	2017年6月	中部電力株式会社社外監査役 (~2020年6月退任)
2008年6月	同社取締役社長	2018年6月	株式会社デンソー相談役 (~2019年6月退任)
2011年6月	トヨタ紡織株式会社社外監査役	2021年6月	当社取締役(現職)

重要な兼職の状況

独立役員の届出

同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、当社が定める「独立役員に係る独立性判断基準」を充足しており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。なお、同氏は2019年6月まで株式会社デンソーの相談役を務めておりましたが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に問題はありません。

候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、グローバルな自動車部品メーカーである株式会社デンソーの元取締役社長として、会社経営全般に豊富な経験を有しております。また、デンソーインターナショナルヨーロッパ株式会社の元取締役社長として、海外における会社経営全般の経験を有しており、2021年6月から当社社外取締役を務めております。在任中はかかる経験等に基づく発言・助言をいただいていることから、社外取締役候補者としたしました。今後も、同氏のこれまで培った事業経営、会社経営の知見及び見識を、業務執行の監督や経営全般に関する助言等により、当社の経営に生かしていただくことを期待しております。また、選任後も引き続き指名委員会及び報酬委員会の委員を務めていただく予定です。



生年月日	1950年10月6日生
所有する当社株式の数	普通株式0株
当社における地位及び担当	取締役 指名委員、報酬委員
取締役会出席状況	100% (12回/12回)
指名委員会出席状況	100% (12回/12回)
報酬委員会出席状況	100% (6回/6回)

略歴

1974年4月	日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行） 入行	2019年6月	近鉄グループホールディングス株式会社社外取締役 (現職)
2006年10月	日本政策投資銀行（現株式会社日本政策投資銀行） 理事	2019年7月	富国生命保険相互会社社外取締役（現職）
2008年10月	株式会社日本政策投資銀行取締役常務執行役員	2020年6月	東武鉄道株式会社社外取締役（現職）
2011年6月	同社代表取締役副社長	2021年6月	当社取締役（現職）
2015年6月	同社代表取締役社長（～2018年6月退任）		
2018年8月	一般財団法人日本経済研究所理事長（現職）		

重要な兼職の状況

一般財団法人日本経済研究所理事長
 近鉄グループホールディングス株式会社社外取締役
 富国生命保険相互会社社外取締役
 東武鉄道株式会社社外取締役

独立役員の届出

同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、当社が定める「独立性判断基準」を充足しており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。なお、同氏は、2018年6月まで、株式会社日本政策投資銀行の代表取締役社長を務め、現在は一般財団法人日本経済研究所の理事長を務めておりますが、同社及び同法人と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社及び同法人の売上高並びに当社の連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に問題はありません。

候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、株式会社日本政策投資銀行の元代表取締役社長として、銀行経営全般及び政策金融等に関する豊富な経験、並びに、一般財団法人日本経済研究所の理事長として、国内外の金融・経済情勢に関する豊富な知見を有しております。また、2021年6月以降当社社外取締役を務めておりますが、在任中はかかる経験に基づく発言・助言をいただいていることから、社外取締役候補者となりました。今後も、同氏のこれまで培った事業経営、会社経営、金融の知見及び見識を、業務執行の監督や経営全般に関する助言等により、当社の経営に生かしていただくことを期待しております。また、選任後も引き続き指名委員会及び報酬委員会の委員を務めていただく予定です。

候補者番号

15

かしま
鹿島 かのる

※鹿島かのる氏の戸籍上の氏名は田谷 (たや) かのるであります。

社外取締役在任期間：1年

再任

社外取締役(独立役員)



生年月日	1958年1月20日生
所有する当社株式の数	普通株式0株
当社における地位及び担当	取締役 監査委員
取締役会出席状況	100% (12回/12回)
監査委員会出席状況	100% (13回/13回)

略歴

1981年11月	昭和監査法人 (現 E Y 新日本有限責任監査法人) 入所	2012年7月	同監査法人常務理事、ナレッジ本部本部長 (~2016年2月退任)
1985年4月	公認会計士登録	2013年7月	E Y 総合研究所株式会社代表取締役 (~2016年8月退任)
1996年6月	太田昭和監査法人 (現 E Y 新日本有限責任監査法人) パートナー	2019年6月	日本電信電話株式会社社外監査役 (現職)
2002年6月	新日本監査法人 (現 E Y 新日本有限責任監査法人) シニアパートナー (~2019年6月退任)	2019年6月	三井住友信託銀行株式会社社外取締役 (~2021年6月退任)
2010年9月	新日本有限責任監査法人 (現 E Y 新日本有限責任監査法人) 常務理事、コーポレートカルチャー推進室、広報室担当	2020年3月	キリンホールディングス株式会社社外監査役 (現職)
		2021年6月	当社取締役 (現職)

重要な兼職の状況

公認会計士
日本電信電話株式会社社外監査役
キリンホールディングス株式会社社外監査役

独立役員の届出

同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、当社が定める「独立役員に係る独立性判断基準」を充足しており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。なお、同氏は2019年6月まで、E Y 新日本有限責任監査法人のシニアパートナーを務めておりましたが、同法人と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同法人の売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に問題はありません。

候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、長年大手監査法人に所属し、公認会計士として事業会社の監査を担当するなど、財務会計に関する豊富な知識及び経験を有しております。また、公認会計士としての経験に加えて、監査法人の常務理事や企業経営者として経営、人事、コーポレートカルチャー、広報及び女性活躍推進等を担っており、2019年6月から2年間三井住友信託銀行社外取締役 (監査等委員)、2021年6月から当社社外取締役を務めております。在任中はおこなわれる経験等に基づく発言・助言をいただいていることから、社外取締役候補者となりました。今後も、同氏の知見及び見識を、業務執行の監督や経営全般に関する助言等により、当社の経営に生かしていただくことを期待しております。また、選任後も引き続き監査委員会の委員を務めていただく予定です。

以上

(ご参考④)

独立役員に係る独立性判断基準

1. 以下の各号のいずれにも該当しない場合に、当該候補者は当社に対する十分な独立性を有するものと判定する。
 - ① 当社又は当社の関係会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は過去において業務執行者であった者
 - ② 当社又は当社の中核子会社たる三井住友信託銀行株式会社（以下、「中核子会社」という。）を主要な取引先とする者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
 - ③ 当社又は中核子会社の主要な取引先である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
 - ④ 当社の現在の大株主（議決権所有割合10%以上）である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
 - ⑤ 当社又は中核子会社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している大口債権者等。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
 - ⑥ 資金調達において、当社の中核子会社に対し、代替性がない程度に依存している債務者等。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
 - ⑦ 現在、当社又は中核子会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等である者、又は最近3事業年度において当該社員等として当社又は中核子会社の監査業務に従事した者
 - ⑧ 当社の主幹事証券会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者

- ⑨ 最近3年間に於いて、当社又は中核子会社から多額の金銭を受領している弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等の個人
 - ⑩ 法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等であつて、当社又は中核子会社を主要な取引先とする法人等の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間に於いて業務執行者であつた者
 - ⑪ 当社及び中核子会社から多額の寄付金を受領している者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間に於いて業務執行者であつた者
 - ⑫ 当社又は当社の関係会社から、取締役を受け入れている会社、又はその親会社もしくはその重要な子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員である者
 - ⑬ 上記①、②、③、⑨及び⑩のいずれかの者の近親者（配偶者、三親等内の親族又は同居の親族）である者
2. 上記の各号のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が独立役員としての要件を充足しており、当社の独立役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することによって、当該人物を当社の独立役員候補者とすることができる。
3. 当社は、取引先（法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等を含む）又は寄付金等（弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等の個人への支払いを含む）について、下記の軽微基準を充足する場合には、当該独立役員（候補者を含む）の独立性が十分に認められるものと判断し、「主要な取引先」ないし「多額の寄付金等」に該当しないものとして、属性情報等の記載を省略するものとする。

取引先	当社及び中核子会社の当該取引先（取引先、その親会社、重要な子会社）への支払額が、当該取引先の過去3事業年度の平均年間連結総売上高の2%未満であること 当該取引先（取引先、その親会社、重要な子会社）による当社及びその子会社の粗利益が、当社の連結業務粗利益の2%未満であること
寄付金等	受領者が個人の場合： 当社及びその子会社から収受する金銭が、過去3年平均で年間1,000万円未満であること 受領者が法人の場合： 当社及びその子会社から収受する金銭が、過去3年平均で年間1,000万円又は当該法人の年間総費用の30%のいずれか大きい金額未満であること

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【主要な事業内容】

三井住友トラスト・グループ（以下、「当グループ」といいます。）は、銀行持株会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の下、銀行、資産運用・資産管理、不動産業務関連など様々なグループ会社を有しており、これらが統一されたグループ経営戦略に基づき、中核となる三井住友信託銀行株式会社（以下、「三井住友信託銀行」といいます。）を中心に、多様な事業を行っております。

当社の連結される子会社及び子法人等は59社、持分法適用の関連法人等は33社であります。

なお、子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

【金融経済環境】

当連結会計年度の金融経済環境を見ますと、国内外ともに新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進展し経済活動の再開が進みましたが、繰り返される感染拡大が依然として経済活動の重石となりました。国内の生産・輸出は、夏場以降、半導体などの部品供給不足等の影響で下振れしました。また、ウクライナ危機の影響で先行きの不確実性が高まったほか、コモディティ価格が高騰しインフレ懸念に拍車をかけました。

金融市場では、米国のインフレ進行や利上げ時期などに注目が集まりました。日経平均株価は、長引く行動制限の影響などから上値の重い展開が続き、ウクライナ危機を受けて一時25,000円前後まで下落しました。10年国債利回りは、概ね0%近辺のプラス圏で推移していましたが、2022年に入ると米金利の上昇に連動して0.2%超まで上昇しました。ドル円レートは、日米金利差の拡大を背景に円安傾向が強まり、3月末には120円を超える水準となりました。

【事業の成果】

(当連結会計年度の業績)

このような金融経済環境の下、当連結会計年度の実質業務純益は、不動産仲介関連、投資運用コンサルティング関連及び運用ビジネスの手数料収益が堅調に推移したことに加え、国内外の預貸収支の改善や海外の市場性調達金利の低下等によって実質的な資金関連の損益(※)が増益となり、前年度比513億円増益の3,460億円となりました。

経常利益は、一部取引先の業況悪化に伴う貸倒引当金の計上や経済環境の変化が信用リスクに及ぼす影響に備えた特例引当金の再評価によって与信関係費用が増加した一方、株式関連派生商品損益や政策保有株式の削減に係る株式等関係損益の改善等により、前年度比465億円増益の2,297億円となりました。

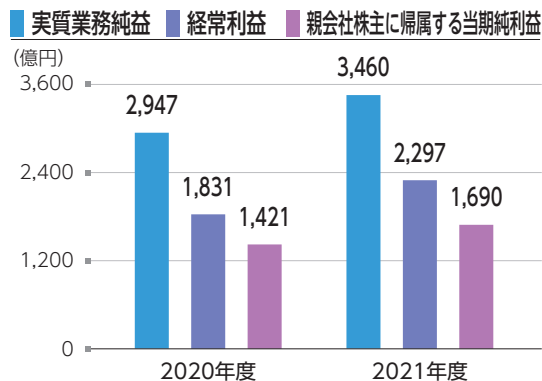
その他、前年度に計上した退職給付に係る過去勤務費用の一時損益処理による特別利益の剥落等もあり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比268億円増益の1,690億円となりました。

(※) 資金関連利益に外国為替売買損益に含まれる外貨余資運用益を加算した損益

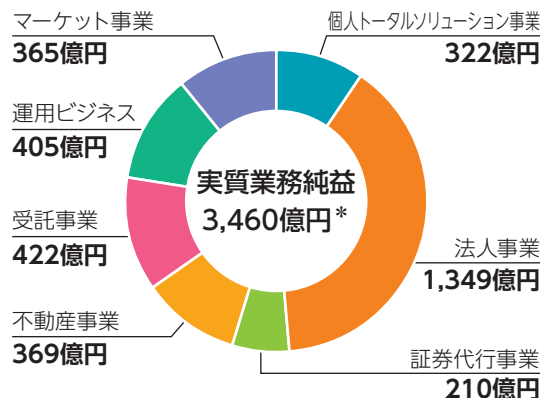
(セグメントの状況)

当連結会計年度における報告セグメントごとの業績は、個人トータルソリューション事業の実質業務純益が前年度比166億円増益の322億円、法人事業が同28億円増益の1,349億円、証券代行業業が同1億円増益の210億円、不動産事業が同113億円増益の369億円、受託事業が同75億円増益の422億円、運用ビジネスが同107億円増益の405億円、マーケット事業が同178億円減益の365億円となりました。

業績の推移



セグメント別実質業務純益



*各セグメントの実質業務純益合計に加え、報告セグメントに区分されない経営管理本部のコスト等の金額を含む

【事業の経過】

当グループは、2020年度から、「信託の力で、新たな価値を創造し、お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる」をパーパス（存在意義）として定め、事業運営を推進しております。

2021年度は、金融経済環境の不確実性に加え、気候変動問題など社会課題に対する関心が高まりを見せる中、当グループは、変化を捉え、「社会的価値創出と経済的価値創出の両立による持続的・安定的な成長」を果たすべく、以下の取り組みを進めました。

（3つの重点テーマ）

1. お客さまの期待を上回る業務品質の高度化
2. グループのサステナビリティの盤石化
3. 成長実現の確度を高める経営インフラの高度化

1. お客さまの期待を上回る業務品質の高度化

お客さまに提供する商品・サービスの品質こそが、お客さまから信任をいただき、当グループの競争優位につながる基盤であるとの考えのもと、商品・サービスの提供状況を定期的に評価し、お客さまのニーズへの対応力・サービス品質を高める取り組みを進めました。

個人のお客さまには、三井住友信託銀行において、人生100年時代を見据えて既存商品を改良し、認知症などの将来不安に備えつつ長期の資産運用を実現する「人生100年パスポートプラス」の取り扱いを開始しました。

お客さまのライフスタイルの多様化に伴う不動産関連のニーズの変化に対しては、グループ各社にて、お客さまの利便性を向上させる様々なサービスを開始しました。三井住友信託銀行において、住宅ローンご契約者さまの万が一の場合に、ご自宅の相続を円滑にサポートする「ハウジングウィル」の取り扱いを開始するとともに、三井住友トラスト・ライフパートナーズ株式会社を取り扱う火災保険を、全店舗でご相談・お手続きいただける体制を整えました。また、三井住友トラスト不動産株式会社において、お客さまの住み替えニーズを的確にお伺いし、住宅仲介の取り扱い件数を着実に伸ばしました。

住信SBIネット銀行株式会社においては、テクノロジーを活用した利便性とセキュリティ強化による安全性を追求した高品質なサービスが高く評価され、預金口座数が前年度比約2割増となり500万件を突破するとともに、公益社団法人企業情報化協会のカスタマーサポート表彰制度において「優秀賞」を2年連続で受賞しました。

三井住友トラストクラブ株式会社においては、お客さまのプライベートを豊かにする会員サービスの向上に加え、「ビジネスカード」の刷新や、新商品「プレミアムビジネスカード」を発行し、お客さまのビジネス活動をサポートする取り組みを強化しました。

法人のお客さまには、企業経営において、SDGsやESGへの取り組みが益々重要となる中、グループ各社が連携し、ガバナンス体制の整備や人的資本の充実など、お客さまのサステナブル経営と企業価値の向上を支援するソリューションを拡充しました。

巨額の資金が必要とされるカーボンニュートラル社会の実現に向けては、三井住友信託銀行において、次世代エネルギーなどの優れた技術の社会実装を、自らが投資者となって後押しする「インパクト・エクイティ投資」の枠組みを整備しました。また、国内の再生可能エネルギーの開発についても、高い技術力を有する事業会社や三井住友トラスト・インベストメント株式会社と連携して、開発を加速させるための投資ファンドを設立しました。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社においては、資金使途を環境改善効果のある事業に限定するグリーンボンドを発行し、エネルギー効率化に資する施設や再生エネルギー設備の導入などに活用しました。三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社においては、グループ各社と連携し、独自の専門的審査ノウハウを強みに、質・量のバランスを重視した貸出運営に努めました。

企業年金・公的年金や金融法人など投資家のお客さまには、三井住友信託銀行において、株・債券以外の非伝統資産や実物資産、地域活性化に資するスタートアップ企業を投資対象とする投資ファンドなど、運用商品の開発・提供を進め、預かり残高を拡大させました。また、確定拠出年金業務では、ESG関連の商品ラインナップ拡充や動画を活用した投資教育に注力し、加入者数や預かり残高を順調に増加させ、業界トップのシェアを堅持しました。

資産運用業務においては、グループ一体での運用戦略の下、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社や日興アセットマネジメント株式会社において、ESG分野における投資ニーズの高まりを捉え、グループ全体で資産運用残高を拡大させました。具体的には、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社において、同社初の設定となる上場投資信託「SMT ETFカーボン・エフィシエント日本株」を東京証券取引所に上場しました。日興アセットマネジメント株式会社においては、先進国や新興国の脱炭素関連企業を投資対象とする複数の新たな公募投資信託を設定しました。

資産管理業務においては、株式会社日本カストディ銀行や三井住友信託銀行を中心に、ITやデジタル技術を活用した資産管理のインフラ強化や業務効率化を通じたコスト削減を進め、競争力の強化に取り組みました。

2. グループのサステナビリティの盤石化（経営資源のより有効な活用）

社会やお客さまが抱える中長期の課題に対し、継続的に貢献していくためには、当グループ自身がサステナブルな存在であることが不可欠との認識のもと、守り/攻めの強化領域に、重点的に資本・経費・人員等を投入するなど、経営資源のより有効な活用に向けた取り組みを意識的に進めました。

具体的には、守りの観点では、リスク管理・コンプライアンス体制の強化に向け、人員配置、システム投資を重点的に行いました。一方で、攻めの観点では、新たな成長分野への投資として、2021年8月、「UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社」の株式49%を取得しました。同社を通じて、UBSグループの資産運用・証券サービスと、当グループの相続・資産承継、不動産等の機能を組み合わせ、企業オーナーを中心とするお客さまへの提供価値を高める活動をスタートさせています。

また、政策保有株式については、当グループの資本効率の改善のみならず、日本の資本市場の健全な発展に寄与することを目的として、「従来型の安定株主としての政策保有株式」は原則すべて保有しない方針へ転換しました。方針発表を行った2021年5月以降、三井住友信託銀行において、法人のお客さまと丁寧な対話を重ね、2021年度における国内上場株式の売却額（取得原価ベース）は538億円となり、これまでを大幅に上回るスピードで削減が進展しました。

なお、グループ全体における資本の十分性確保に目処が立ちつつあることを踏まえ、資本効率性の改善を目的に、自己株式300億円を上限として取得のうえ、消却することを予定しております。

3. 成長実現の確度を高める経営インフラの高度化

上記に加え、成長の実現確度をより高めるために、以下の取り組みを進めました。

(1) デジタル・トランスフォーメーション

従来の常識にとらわれない柔軟な発想でのデジタル・トランスフォーメーション（以下、「DX」といいます。）を推進するため、2021年4月、戦略子会社「Trust Base株式会社」を設立しました。専門人材の採用も活用しつつ、体制強化を進め、DX化を牽引する活動を拡大しています。ビジネス面では、家計・資産を一括管理するスマートフォンアプリ「スマートライフデザイナー」の開発や、データの集計・分析等に関する業務プロセスの自動化などを進め、新たなお客さま基盤の拡充と、当グループのコスト構造改革の両立に取り組みました。

(2) 人材活躍の推進

当グループでは、多様で専門性の高い社員の一人ひとりが能力を最大限発揮できるよう、社員のWell-beingの向上に取り組むとともに、ダイバーシティ&インクルージョンを一層加速するため、女性活躍推進、育児や介護と仕事の両立支援、人権・LGBTQなどに資するインフラの整備拡充に取り組みました。

その結果、Bloomberg社より、男女平等を推進する企業として「Bloomberg Gender-Equality Index」に2022年まで4年連続で選定されるとともに、三井住友信託銀行においては、NPO法人J-Winより、「2022 J-Win ダイバーシティ・アワード」の企業賞・ベーシック部門で準大賞を受賞しました。さらに、2024年10月までに、マネジメント業務を担う女性比率を30%以上とする行動計画を新たに策定し、能力本位での管理職登用を推進しています。

また、専門人材の融合や交流が新たな価値創造に不可欠なものと捉え、ESGや脱炭素、デジタル等の注力領域では、専門知識を有するエキスパート人材の確保に注力し、多様な人材ポートフォリオの構築を進めました。

(3) サステナビリティ経営

当グループは、社会的価値創出と経済的価値創出の両立を掲げ、社会課題の解決と当グループの経営戦略を統合的に捉えた価値創造に取り組んでおります。

その中でも、全世界で加速する気候変動問題に対して脱炭素社会の構築へ貢献するために、当

グループ自身の事業活動と、投融資ポートフォリオ全体から排出される温室効果ガスのネットゼロを掲げた「カーボンニュートラル宣言」を公表しました。

具体的な取り組みとしては、サステナブルファイナンス商品や各種コンサルティングの提供に加え、先進技術の社会実装を金融的側面から支援するため、理系博士号を保有する専門家のチームを組成し、水素バリューチェーンの実証事業や、ESG地域金融の枠組み構築などの取り組みを開始しております。

また、責任銀行原則（PRB）の署名機関として、自らがインパクトの創造に主体的に関与することを宣言し、ポジティブ・インパクト・ファイナンス、株式投資、実物資産、ベンチャーキャピタルなど、手法を多様化させつつ、当グループのインパクトファイナンスを拡大させています。

こうした取り組みが評価され、環境省の「第3回ESGファイナンス・アワード・ジャパン」における間接金融部門にて、三井住友信託銀行が銀賞（環境大臣賞）を受賞しました。

【対処すべき課題】

少子高齢化や格差の拡大、自然災害の激甚化など、様々な社会構造や自然環境の変化が、社会や個人、企業経営との関連性を強め、解決すべき重要テーマとなりつつあります。そして、これら社会課題を解決しようとする動きは、社会インフラや産業構造を根底から大きく変える一大潮流になるものと認識しております。

当グループは、このような時代の転換期において、信託の力を最大限に発揮し、「企業価値の向上による果実を家計にもたらす資金・資産・資本の好循環」を促し、リードしていくことで、将来世代に豊かな社会を承継し、当グループ自身も持続的な成長を遂げることを目指してまいります。

中期経営計画の最終年度となる2022年度は、付加価値の高い商品・サービスの提供と、新たな価値を創造するための投資などを通じ、様々なステークホルダーによる資金の好循環を、当グループ自らが促進・先導していく姿を目指し、以下の3つの重点テーマに取り組んでまいります。

1. 好循環を加速する事業ポートフォリオ強化

社会の変化によって生じるお客さまの新たな課題に対して、最適なソリューションを提供し、また経済主体間の好循環を加速するため、三井住友信託銀行において、個人・法人・投資家のお客さまを軸とした事業体制に再編しました。多彩な信託機能と銀行機能を組み合わせることで、個人のお客さまに対しては、「人生100年時代」の安心・安全と投資運用コンサルティングの提供で投資を促し、法人のお客さまに対しては「ESG/サステナブル経営」の観点で企業価値向上や脱炭素化に向けた事業のトランジション（移行）をサポートし、投資家のお客さまに対しては、当グループ内外の「ネットワーク」を活用した投資機会を提供することで、主体的・能動的に資金の好循環を促してまいります。

併せて、資金循環の要諦となる資産運用ビジネスにおいては、ESG関連の商品開発やオペレーションの共通化など、グループ各社間の連携・協働の実効性を高める枠組みを強化し、グループシナジーをこれまで以上に発揮してまいります。

2. 持続的成長に向けた戦略投資の推進

社会やお客さまが抱える中長期の課題解決に貢献することと、当グループ自身の持続的な成長を両立して実現するため、資本・経費・人員等に関して戦略的な投資を行い、新たな成長機会や市場を創造する取り組みを進めてまいります。

具体的には、カーボンニュートラルなどの社会課題で、解決には巨額な資金が必要となる領域に対し、自己勘定からの投資を呼び水として、投資家のお客さまの資金を呼び込む取り組みを進めるほか、社会やお客さまの課題を解決しうる企業群のネットワークづくりに資する投資を推進します。同時に、新たな価値を創出するデジタル・トランスフォーメーションや、未来に適合したビジネスを創造できる人材への投資も推進します。

その一方で、政策保有株式については、「従来型の安定株主としての政策保有株式」は原則すべて保有しない方針を維持し、法人のお客さまの理解を得ながら削減することにより、資本効率の高い収益構造への転換を進めてまいります。

3. お客さまの信任に応える業務品質の向上・高度化の取り組み

サステナブルな社会実現に向けて企業の役割が拡大する中、創業来、受託者精神に立脚し、社会やお客さまの利益となる価値提供を本業としてきた信託銀行グループへの期待は高まっていると認識しております。当グループでは、その信任に応え続けていくため、業務品質の高度化に向けた取り組みを継続して進めてまいります。

具体的には、各ステークホルダーへの価値提供を当グループのバリューチェーン全体で捉え、商品やサービスの連関を高め、パッケージ化してご提供することで相乗効果を生み出していく取り組みや、品質の高度化に向けた取り組み等について、お客さまからの評価を真摯に受け止めつつ、グループ一体で進めてまいります。

新型コロナウイルスの感染拡大により人々の価値観が大きく変容し、さらに地政学リスクの顕在化により、先行きを予測し難い環境が続いています。こうした不確実かつ流動的な時代にあるからこそ、当グループ自身が、お客さまからベストパートナーとして信頼される存在となることがより一層求められていると認識しています。

役員及び社員の一人ひとりが、当グループのパーパスの実現に向けて、自ら考え、自ら判断し、自ら行動する姿勢を絶えず継続し、進化していくことで、社会やお客さまから選ばれ続ける『三井住友トラスト・グループ』を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<参考>財務目標

当グループは、2020年度からスタートさせた中期経営計画の3年間で、持続的・安定的な成長に向けた基盤を確かなものとする期間と位置づけ、最終年度である2022年度及び中長期の財務目標(KPI)として以下を定めております。

	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	2022年度 (目標)	中長期ターゲット
実質業務純益	2,947億円	3,460億円	3,100億円	—
親会社株主に帰属する当期純利益	1,421億円	1,690億円	1,900億円	—
経費率 (OHR)	60.1%	57.1%	60%台前半	50%台後半
普通株式等Tier1比率※	9.4%	9.9%	10%台前半	安定的に 10%台維持
自己資本ROE	5.41%	6.25%	7%程度	9%程度
手数料収益比率	52.9%	54.0%	50%台半ば	安定的に 60%以上

※バーゼルⅢ最終化 (試算値) ベース

用語集

実質業務純益

経常利益から、与信関係費用や株式等関係損益などの臨時的な要因の影響を控除したもので、実質的な銀行(及びグループ)の本業の収益を表すものです。

経費率 (OHR)

利益を稼ぐ効率性を示す指標であり、実質業務粗利益に対する総経費の比率のことです。この比率が低いほど、経費を効率的に使って粗利益を稼いでいることを示します。実質業務粗利益とは、実質業務純益に総経費を足し戻した計数です。

普通株式等Tier1比率

資本の十分性を示す規制指標であり、資本金、資本剰余金及び利益剰余金など、自己資本の中でも中核的な資本に対するリスクの割合を表すものです。この比率が高いほど、リスクに対する備えが厚いことを示します。

自己資本ROE

利益を稼ぐ効率性を示す指標であり、自己資本に対する当期純利益の比率のことです。この比率が高いほど、自己資本を効率的に使って純利益を稼いでいることを示します。

手数料収益比率

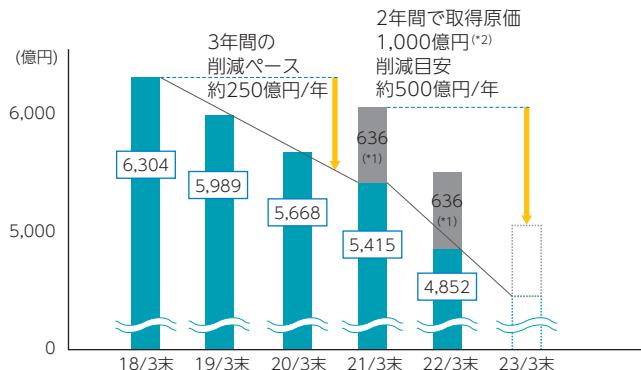
当グループが注力する手数料ビジネスからの収益量を示す指標であり、実質業務粗利益に対する各種手数料収益(受託財産に係る信託報酬や不動産仲介手数料、投資信託の販売手数料等)の比率のことです。

当グループは、2021年5月に、資本効率性の改善に加え、日本の資本市場の健全な発展に寄与することを目的として、「従来型の安定株主としての政策保有株式」は原則すべて保有しない方針を定め、2023年3月までの2年間で1,000億円（取得原価）の削減を目指すことといたしました。

三井住友信託銀行は、法人のお客さまと丁寧な対話を重ね、2021年度は国内上場株式を538億円（取得原価）売却しております。また、保有を継続する期間における株式の議決権行使につきましても、行使基準をより具体的にお示しするとともに、全体の行使結果も開示する方針としております。

今後とも、お客さまと丁寧な対話を重ね、政策保有株式の削減に取り組んでまいります。

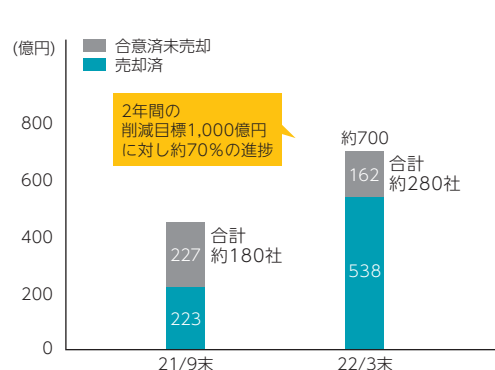
政策保有株式残高（国内上場株式の取得原価）



(*1) ヘッジポジションの持値改善実施に伴う政策保有株式買戻しで取得原価636億円増加

(*2) 20年度における取得原価増加銘柄については、増加前の取得原価をベースとする

売却及び売却合意額（国内上場株式の取得原価）



保有株式銘柄数の推移

	18/3末	19/3末	20/3末	21/3末	22/3末
保有株式銘柄数	1,382	1,357	1,330	1,314	1,169
うち上場株式	—	908	887	874	735
うち非上場株式	—	449	443	440	434

※三井住友信託銀行株式会社が保有する銘柄数です。22/3末における貸借対照表計上額の合計額は、上場株式1兆2,092億円、非上場株式749億円です。非上場株式には、気候変動・脱炭素などの取り組みを自らが投資者となって後押しするインパクト・エグジティ投資等の残高122億円を含みます。なお、みなし保有株式は3,176億円となっております。

TOPICS②- I 三井住友トラスト・グループのカーボンニュートラル宣言

当グループは、全世界で加速する温室効果ガス削減等の社会課題解決に向け、以下のとおり、カーボンニュートラル宣言をいたしました。

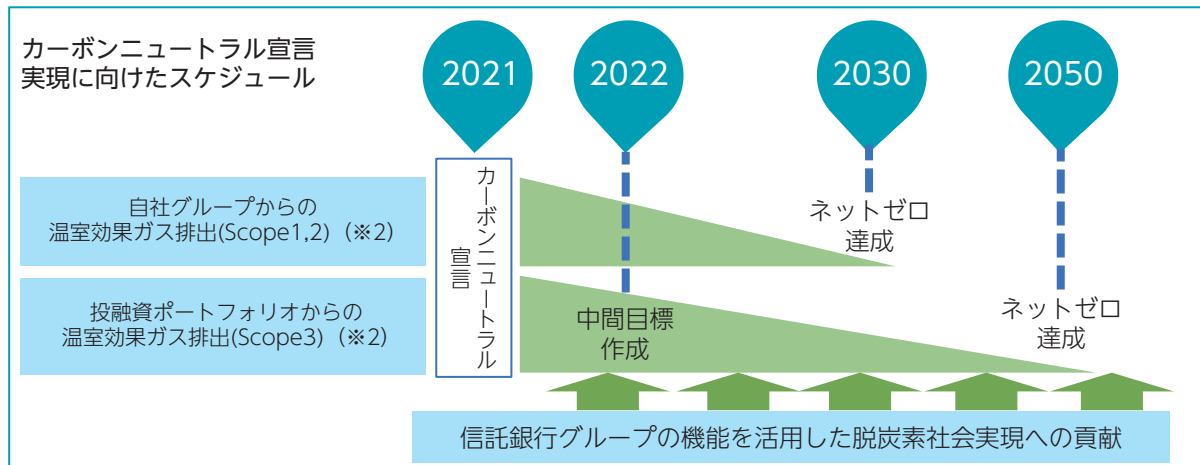
脱炭素社会の実現に向けた技術開発や設備投資には巨額の資金が必要となります。こうした資金需要について、信託の力で小口化することや資産管理サービスを追加すること等により、低金利環境下における投資家への魅力的な商品の提供や、人生100年時代における家計の資産形成ニーズに対する投資機会の提供に繋がります。

社会の脱炭素化に向けて、投融資機能のみならず、信託銀行グループならではの資産運用・資産管理ビジネスを通じて新たな市場・新たな投資機会を創出する「信託型金融仲介モデル」を推し進めることで、社会的価値創出と経済的価値創出の両立を目指し、サステナブルな社会の実現に貢献してまいります。

三井住友トラスト・グループ カーボンニュートラル宣言

- ① 信託銀行グループのもつ多彩で柔軟な機能を活用して、脱炭素社会の実現に貢献します
- ② 投融資ポートフォリオの温室効果ガス排出量について、2050年までにネットゼロを目指します
2050年ネットゼロを達成するための2030年までの中間目標について、NZBA（※1）の枠組みに即し、2022年度中に作成します
- ③ 自社グループの温室効果ガス排出量を、2030年までにネットゼロにします

※1 NZBA (the Net-Zero Banking Alliance) は、2050年までに投融資ポートフォリオを通じた温室効果ガス (GHG) 排出量ネットゼロを目指す銀行間の国際的なイニシアティブです。



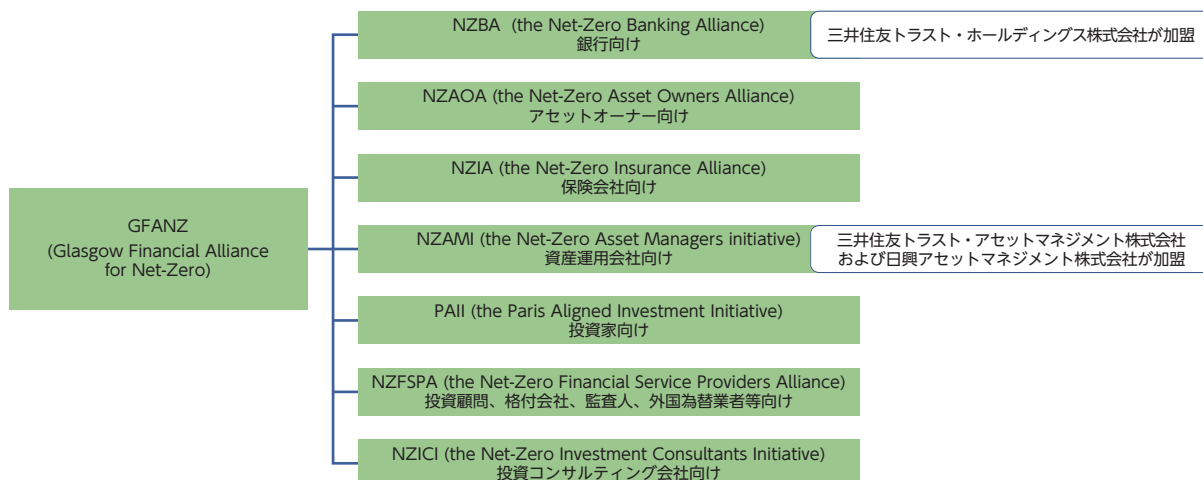
※2 国際的な組織であるGHGプロトコルイニシアティブが策定したGHG(温室効果ガス)排出量算定および報告基準であるGHGプロトコルの定義
Scope1: 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出
Scope2: 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出
Scope3: 事業者の活動に関連する他社の排出 (当グループの投融資先からの温室効果ガス排出を含む)

TOPICS②- II カーボンニュートラル実現に向けた業態別アライアンスへの加盟

当グループは、カーボンニュートラル実現に向けた取り組みをより確実に進めるため、カーボンニュートラルにコミットする金融機関イニシアティブの連合体であるGFANZ（Glasgow Financial Alliance for Net-Zero）傘下の業態別アライアンスに加盟しました。

- (1) 当社は2021年10月にNZBAに加盟し、今後NZBAの枠組みに則り、投融資ポートフォリオの温室効果ガス（GHG）排出量の間接削減目標と具体的削減計画を策定のうえ、ネットゼロに向けた取り組みを推進してまいります。
- (2) 当グループの三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社は2021年7月に、日興アセットマネジメント株式会社は2021年11月にNZAMI（※3）に加盟し、今後NZAMIの枠組みに則り、運用資産の温室効果ガス（GHG）排出量の間接削減目標を設定のうえ、ネットゼロに向けた取り組みを推進してまいります。

※3 NZAMI (the Net-Zero Asset Managers initiative) は、2050年までに投資先企業の温室効果ガス（GHG）排出量ネットゼロを目指す資産運用会社による国際的なイニシアティブです。



(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	1,467,916	1,535,401	1,380,434	1,401,091
経常利益	256,411	257,658	183,155	229,704
親会社株主に帰属する当期純利益	173,889	163,028	142,196	169,078
包括利益	93,925	△23,974	201,137	90,859
純資産額	2,730,356	2,590,907	2,722,556	2,745,288
総資産	57,029,113	56,500,552	63,368,573	64,633,220
1株当たり当期純利益	円 銭 458 91	円 銭 434 31	円 銭 379 65	円 銭 451 40

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. デリバティブ取引に係る担保の有無による信用リスクを適切に表示するため、当連結会計年度よりデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債に係る表示方法を変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、2020年度の連結財務諸表の組替えを行っており、この結果、2020年度の「総資産」62,163,876百万円は63,368,573百万円と表示しております。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
営業収益	123,149	97,597	60,855	63,319
受取配当額	121,832	95,851	56,256	58,154
銀行業を営む子会社	121,788	93,539	49,867	49,895
その他の子会社	43	2,311	6,388	8,258
当期純利益	127,717	93,858	56,637	57,620
1株当たり当期純利益	円 銭 337 06	円 銭 250 04	円 銭 151 21	円 銭 153 83
総資産	2,203,492	2,224,754	2,203,450	2,223,512
銀行業を営む子会社株式等	1,396,515	1,293,014	1,327,099	1,327,099
その他の子会社株式等	51,023	105,383	82,132	112,957

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	個人T S 事業	法人事業	証券代行 事業	不動産事業	受託事業 (運用含む)	マーケット 事業	その他
当年度末使用人数	5,759人	3,744人	634人	1,594人	2,702人	313人	3,242人

- (注) 1. 使用人数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時雇用を含んでおりません。
 2. 当社並びに連結される子会社及び子法人等の使用人数を記載しております。
 3. 個人T S事業とは、個人トータルソリューション事業（個人のお客さまに対するサービス業務）を指します。
 4. 法人事業は、法人T S事業（法人のお客さまに総合的なサービスをご提供する業務）と法人AM事業（法人のお客さまに資産運用サービスをご提供する業務）の人員を合計しております。
 5. 2022年4月1日付で組織再編を行い、事業区分を以下のとおりしております。
 ・個人T S事業を個人事業に再編しております。
 ・法人T S事業を法人事業に再編し、併せて、証券代行業を法人事業直属としております。
 ・法人AM事業と受託事業を統合し、投資家事業を新設しております。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 三井住友信託銀行株式会社

・主要な営業所及び営業所数

国内：本店営業部（東京都）、大阪本店営業部、横浜駅西口支店、神戸支店、名古屋営業部、千葉支店、浦和支店、ほか計150店

海外：ニューヨーク支店、ロンドン支店、シンガポール支店、香港支店、上海支店

- (注) 1. 営業所数には、出張所を含んでおります。
 2. 上記のほか当年度末において海外駐在員事務所を5カ所設置しております。

ロ 主要な子会社及び子法人等

	主要な会社名	主要な営業所
個人T S事業	三井住友トラスト保証株式会社	本社（東京都） 大阪支店
	三井住友トラストクラブ株式会社	本社（東京都） 沖縄営業所
法人事業	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社	本社（東京都） 大阪支店
	三井住友トラスト・ローン＆ファイナンス株式会社	本店（東京都） 大阪支店
不動産事業	三井住友トラスト不動産株式会社	本社（東京都） 大阪梅田センター
受託事業 (運用含む)	日興アセットマネジメント株式会社	本社（東京都）
	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	本社（東京都）

ハ 三井住友信託銀行株式会社を所属銀行とする銀行代理業者

名称	主たる営業所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
住信SBIネット銀行株式会社	東京都港区	銀行業務
UBS SuMi TRUST ウェルス・アドバイザーズ株式会社	東京都千代田区	併営代理業務、 金融商品仲介業務
ユービーエス・エイ・ジー（銀行）東京支店	東京都千代田区	銀行業務
三井住友トラスト・ライフパートナーズ株式会社	東京都新宿区	損害保険代理業務、 生命保険募集業務、 金融商品仲介業務

ニ 三井住友信託銀行株式会社が営む銀行代理業の状況

所属金融機関の商号
住信SBIネット銀行株式会社
ユービーエス・エイ・ジー（銀行）東京支店

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額 (単位：百万円)

会社名	金額
三井住友信託銀行株式会社（注4）	42,997
その他（注5）	9,278
合計	52,275

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 投資額は、無形固定資産に係る投資額を含めて記載しております。
 3. 当社並びに連結される子会社及び子法人等の設備投資の総額を記載しております。
 4. 三井住友信託銀行株式会社では、設備投資について投資段階ではセグメントごとに区分していないことから、会社ごとの設備投資の総額を記載しております。
 5. その他の子会社及び子法人等では、資産をセグメントごとに区分していないことから、会社ごとの設備投資の総額を記載しております。

ロ 重要な設備の新設等 (新設・改修等)

(単位：百万円)

会社名	内容	金額
三井住友信託銀行株式会社(注2)	吉祥寺支店・吉祥寺中央支店移転	682
	ソフトウェアへの投資	35,131

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 設備投資について投資段階ではセグメントごとに区分していないことから、会社ごとの重要な設備の新設・改修等の金額を記載しております。

(処分・除却等)

会社名	内容	セグメントの名称
三井住友信託銀行株式会社	吉祥寺支店（旧店舗）の売却	個人TS事業

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金 (百万円)	当社が有する 子会社等の議 決権比率(%)	その他
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区	信託業務 銀行業務	342,037	100.00	—
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区	投資運用業務 投資助言・代理業務	17,363	100.00 (0.99)	—
三井住友トラスト・ アセットマネジメント株式会社	東京都港区	投資運用業務 投資助言・代理業務	2,000	100.00	—
三井住友トラスト・ ローン&ファイナンス株式会社	東京都港区	金銭の貸付業務	6,000	100.00 (100.00)	—
三井住友トラスト保証株式会社	東京都港区	信用保証業務	301	100.00 (100.00)	—
三井住友トラスト不動産株式会社	東京都千代田区	不動産仲介業務	300	100.00 (100.00)	—
三井住友トラストクラブ株式会社	東京都中央区	クレジットカード業務	100	100.00 (100.00)	—
三井住友トラスト・カード株式会社	東京都港区	クレジットカード業務	100	100.00 (100.00)	—
三井住友トラスト・ パナソニックファイナンス株式会社	東京都港区	総合リース業務 割賦販売業務 クレジットカード業務	25,584	84.89 (84.89)	—
泰国三井住友信託銀行 [Sumitomo Mitsui Trust Bank (Thai) Public Company Limited]	タイ王国バンコク都	銀行業務	73,400 [20,000百万 タイバーツ]	100.00 (100.00)	—
米国三井住友信託銀行 [Sumitomo Mitsui Trust Bank (U.S.A.) Limited]	アメリカ合衆国 ニュージャージー州 ホーボーケン市	銀行業務 信託業務	6,853 [5,600万 米ドル]	100.00 (100.00)	—
株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区	銀行業務 信託業務	51,000	33.33	—
住信SBIネット銀行株式会社	東京都港区	銀行業務	31,000	50.00 (50.00)	—
カーディフ生命保険株式会社	東京都渋谷区	生命保険業務	20,600	20.00 (20.00)	—
紫金信託有限責任公司	中華人民共和国 江蘇省南京市	信託業務	62,966 [3,271百万 中国元]	20.00 (20.00)	—
ミッドウエストレイルカー コーポレーション [Midwest Railcar Corporation]	アメリカ合衆国 イリノイ州 エドワーズビル市	リース業務	58 [47万 米ドル]	— (—) [100.00]	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 外国通貨建の資本金については、当社決算日の為替相場による円換算額を記載しております。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
4. 当社が有する子会社等の議決権比率の()内は、子会社及び子法人等による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)として表示しております。
5. 子会社の重要な業務提携の概況は以下のとおりです。

[三井住友信託銀行株式会社]

- (1) 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、ATM等の相互利用による現金自動引出し及び自動預入れ、並びに、ゆうちょ定額自動口座振替サービス「ゆうゆうパック」を行っております。
- (2) 株式会社イーネットと提携し、共同ATM運営事業に参加することにより、提携しているコンビニエンス・ストア等においてATM等による現金自動引出し及び自動預入れのサービスを行っております。
- (3) 株式会社セブン銀行と共同ATMに関する業務提携契約を締結し、ATM等による現金自動引出し及び自動預入れのサービスを行っております。
- (4) 株式会社イオン銀行と提携し、同行とのATM等の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
- (5) 株式会社きらぼし銀行と提携し、同行とのATM等の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
- (6) 住信SBIネット銀行株式会社と銀行代理店契約を締結し、住信SBIネット銀行の円貨普通預金口座開設の媒介を行っております。
- (7) 2022年3月末日現在、133の金融機関、事業会社及び一般財団法人と信託代理店※契約を締結し、お客さまに対して信託サービスを行っております。

※信託代理店は、信託業法に基づく信託契約代理店及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条に基づく信託業務(併營業務)に係る代理店を総称したものです。

(7) 主要な借入先

該当ありません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

イ 取締役

(年度末現在)

氏 名	地 位	担 当 (注)1	重 要 な 兼 職	その他
高 倉 透	取 締 役		三井住友信託銀行株式会社取締役	
荒 海 次 郎	取 締 役			
山 口 信 明	取 締 役		三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員	
大 山 一 也	取 締 役		三井住友信託銀行株式会社取締役社長	
大久保 哲 夫	取 締 役	指名委員 報酬委員	三井住友信託銀行株式会社取締役	
橋 本 勝	取 締 役	指名委員 報酬委員	三井住友信託銀行株式会社取締役会長	
首 藤 邦 之	取 締 役	監査委員		(注)4. を参照
田 中 浩 二	取 締 役	監査委員		(注)4. を参照
松 下 功 夫	取 締 役 (社外取締役)	指名委員(委員長) 報酬委員	株式会社マツキヨココカラ&カンパニー社外 取締役	
齋 藤 進 一	取 締 役 (社外取締役)	指名委員 監査委員(委員長)	プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル 生命保険株式会社社外取締役	(注)5. を参照
河 本 宏 子	取 締 役 (社外取締役)	指名委員 報酬委員(委員長)	株式会社ANA総合研究所顧問、 株式会社ルネサンス社外取締役、 東日本旅客鉄道株式会社社外取締役	
麻 生 光 洋	取 締 役 (社外取締役)	監査委員	弁護士、住友化学株式会社社外監査役	(注)6. を参照
加 藤 宣 明	取 締 役 (社外取締役)	指名委員 報酬委員		
柳 正 憲	取 締 役 (社外取締役)	指名委員 報酬委員	一般財団法人日本経済研究所理事長、 近鉄グループホールディングス株式会社社外取締役、 富国生命保険相互会社社外取締役、 東武鉄道株式会社社外取締役	
鹿 島 かおる	取 締 役 (社外取締役)	監査委員	公認会計士、日本電信電話株式会社社外監査役、 キリンホールディングス株式会社社外監査役	(注)7. を参照

(注) 1. 指名委員：指名委員会委員、報酬委員：報酬委員会委員、監査委員：監査委員会委員

2. 松下功夫、齋藤進一、河本宏子、麻生光洋、加藤宣明、柳正憲及び鹿島かおるの7氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
3. 松下功夫、齋藤進一、河本宏子、麻生光洋、加藤宣明、柳正憲及び鹿島かおるの7氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として、それぞれ各取引所に届け出ております。
4. 当社は、監査の実効性を確保するため、非執行の取締役である首藤邦之、田中浩二の両氏を常勤の監査委員として選定しております。
5. 齋藤進一氏は、総合商社の執行役員財務部長や大手監査法人部長を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 麻生光洋氏は、高等検察庁検事長や法科大学院兼任教授を歴任しており、法律及び組織マネジメントに関する相当程度の知見を有しております。
7. 鹿島かおる氏は、公認会計士として、長年大手監査法人に所属しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

□ 執行役

(年度末現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職	その他
高倉透	執行役社長 (代表執行役)		三井住友信託銀行株式会社取締役	
荒海次郎	執行役副社長 (代表執行役)			
山口信明	執行役専務	財務企画部、取締役会室	三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員	
大山一也	執行役		三井住友信託銀行株式会社取締役社長	
佐藤仁	執行役専務	I R部、総務部	三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員	(注) を参照
井谷太	執行役専務	人事部	三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員	
上田純也	執行役常務	業務管理部、IT統括部	三井住友信託銀行株式会社常務執行役員	
鈴木康之	執行役常務	リスク統括部、コンプライアンス統括部、法務部、FD・CS企画推進部、受託監理部	三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員	
中野俊彰	執行役常務	業務部	三井住友信託銀行株式会社常務執行役員	
米山学朋	執行役常務	経営企画部、取締役会室	三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員	
池村重徳	執行役	内部監査部		

(注) 2022年3月31日付で佐藤仁氏が執行役専務を辞任しております。また、2022年4月1日付で松本篤、佐藤正克の2氏が執行役常務に、高田由紀、矢島美代、山城正也の3氏が執行役に就任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 支給人数・報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 数	報 酬 等					
		総額報酬	月例報酬		業績連動報酬		その他
			固定報酬	個人役割 業績報酬	役員賞与	株式報酬 (非金銭報酬)	
取締役 (社外取締役を除く)	5名	165	122	18	14	9	－
執行役	11名	347	160	82	63	39	1
社外取締役	10名	114	114	－	－	－	－
計	26名	627	397	101	77	49	1

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てた年額を表示しております。
 2. 取締役を兼務する執行役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しております。
 3. 役員賞与及び株式報酬につきましては、現時点で金額が確定しておりませんので、引当金額を記載しております。
 4. 業績連動報酬につきましては、業績連動報酬の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由並びに業績連動報酬の額又は数の算定方法は下記「□ 役員報酬の決定に関する方針の概要及び決定方法」記載のとおりであり、当該業績指標に関する実績は、下記「□ (工) 業績連動報酬に係る業績指標の内容等」記載のとおりであります。
 5. 株式報酬につきましては、当社は、非金銭報酬等として、取締役（監査委員及び社外取締役を除く）及び執行役に対して、当社株式（株式交付信託）を付与しております。当該株式報酬の内容は下記「□ 役員報酬の決定に関する方針の概要及び決定方法」記載のとおりであり、その交付状況は下記「4. (4) 役員保有株式」記載のとおりであります。

□ 役員報酬の決定に関する方針の概要及び決定方法

当グループでは、「信託の力で、新たな価値を創造し、お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる」ことを自らの存在意義（パーパス）と定義し、「社会的価値創出と経済的価値創出の両立」の実現を通じて、社会のサステナブルな発展に貢献するとともに、当グループの持続的・安定的な成長を実現することを経営の根幹としています。当社は、役員一人ひとりがその実現に邁進し、またパーパスを体現する行動をするうえで、役員報酬が果たす役割を再認識し、その理念に基づく方針や体系の構築に向けて、不断の見直しを行うこととします。

(ア) 本方針の概要

当社は、報酬委員会において、当社の取締役、執行役及び執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めております。その内容は以下のとおりです。

- A. 当社の取締役（監査委員及び社外取締役を除く）、執行役及び執行役員（以下、「役員」という）の報酬等については、当グループの着実かつ持続的な成長を実現していくために、会社業績向上、企業価値拡大に対するインセンティブとして有効に機能することを目指す。

- B. 短期的な収益貢献を重視した単年度業績評価に偏ること無く、経営者としての資質や能力を重視し、中長期的な業績貢献も反映した総合的な評価をベースにした処遇とするべく、短期インセンティブと中長期インセンティブのバランスを考慮した報酬体系を構築する。
- C. 当社は持株会社として、グループ各社に対する監督機能を十分に発揮するために、役員が経営管理面で果たすべき役割やその成果を的確に把握し、透明性の高い、公正かつ客観的な評価に基づいて、個別の報酬を決定する。
- D. 報酬委員会においては、指名委員会、監査委員会、並びに任意の委員会であるリスク委員会及び利益相反管理委員会との情報の連携を深め、よりアカウンタビリティの高い報酬制度・体系を構築し、公平でメリハリが効いた報酬額の決定を目指して審議を進める。

(イ) 報酬体系の概要

当社における具体的な報酬体系は、以下のとおりとしております。

- A. 原則として、月例報酬、役員賞与、株式報酬（株式交付信託）の組み合わせで支給を行う。
- B. 月例報酬は、役位ごと固定額の「固定報酬」と、役員個人ごとの役割期待をベースに、中長期的な業績貢献や活動内容並びに能力等の定性評価も反映する「個人役割業績報酬」の二本立てとする。
- C. 役員賞与は、連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する当期純利益を短期業績連動指標として総額を決定、役員個人ごとの金額は、役員個人ごとの前年度業績を反映して決定し、同事業年度の定時株主総会終了後に支給する。
- D. 株式報酬（株式交付信託）は、役位ごとに決定するポイントをベースに、連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する当期純利益の達成率、定性評価項目としての連結自己資本ROE、連結CET1比率、連結OHR、ESGに関する活動状況や評価機関のスコア等、及びフィデューシャリー・デューティー（FD）やお客さま満足（CS）向上の活動状況を指標とする会社業績評価に基づいてポイントを確認し、役員退任時に累積したポイントに応じた株式・現金を交付する。
- E. 報酬全体に占める役員賞与及び株式報酬（株式交付信託）の割合に関しては、インセンティブとして十分機能する比率になるよう設計する。

(ウ) 報酬の構成割合

報酬の種類		変動 固定	報酬構成割合 (標準)	
			社長	社長以外
■ 月例報酬				
固定報酬	役位ごと固定額の報酬	固定	40%程度	45%程度
個人役割 業績報酬	役員個人ごとの当年度の役割期待をベースに、中長期的な業績貢献や能力等の定性評価も反映する報酬 5段階評価とし、標準額に対して85%～130%のレンジ幅で設定	変動	25%程度	25%程度
■ 役員賞与				
業績連動賞与	連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する当期純利益を短期業績連動指標として総額を決定、個人ごとの業績評価に応じて配分する賞与	変動	20%程度	20%程度
■ 株式報酬				
株式交付信託	信託制度を利用した株式報酬。連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する当期純利益等を数値指標とし、連結自己資本 ROE や連結 CET1 比率等を中期業績連動指標として、毎年度ポイントを付与、退任時に株式として交付、マルス(株式交付前の減額・没収)・クローバック(株式交付後の返還)条項あり	変動	15%程度	10%程度

(注) 業績連動報酬の指標の詳細に関しては、「(エ) 業績連動報酬に係る業績指標の内容等」をご参照ください。

(工) 業績連動報酬に係る業績指標の内容等

業績連動報酬の種類	業績連動報酬に係る指標 (KPI)	短期/中期	目標	実績	KPI選定理由	評価ウェイト	算定方法	最終決定方法	支給方法
■役員賞与									
業績連動賞与	①連結実質業務純益	短期業績連動	2,800億円	3,460億円	当事業年度の当社の経営成績や実力を示す指標として連結実質業務純益と親会社株主に帰属する当期純利益が適切と判断したこと	66.7%	①②それぞれの達成率につき2:1のウェイトで加重平均して算定	特殊要因や経営環境等を総合的に考慮したうえで報酬委員会において決定	同事業年度の定時株主総会終了後に現金報酬として支給
	②親会社株主に帰属する当期純利益		1,550億円	1,690億円		33.3%			
■株式報酬									
株式交付信託	①連結実質業務純益	短期業績連動	2,800億円	3,460億円	当事業年度の当社の経営成績や実力を示す指標として連結実質業務純益と親会社株主に帰属する当期純利益が適切と判断したこと	66.7%	①②それぞれの達成率につき2:1のウェイトで加重平均して算定	特殊要因や経営環境等を総合的に考慮したうえで報酬委員会において決定	<ul style="list-style-type: none"> ●株式報酬を支給するために、会社は対象役員を受益者とする株式交付信託を設定し、株式取得資金分の金銭を信託 <li style="text-align: center;">↓ ●受託者は今後交付を見込まれる相当数の株式を一括して市場から取得 <li style="text-align: center;">↓ ●会社は対象役員に対して、報酬委員会において決定した毎年度業績達成率および役位に応じてポイントを付与、退任時に累積したポイントに応じて株式報酬として支給
	②親会社株主に帰属する当期純利益		1,550億円	1,690億円		33.3%			
	③連結自己資本ROE	中期業績連動	7%程度	6.25%	(1)当社の中期経営計画上の重要な財務指標及び非財務項目で経営戦略上の重要なテーマをKPIとすることが適切であると判断したこと (2)執行役員を含むすべての役員の経営へのコミットメントを明確にするため	±5%	上記①及び②により算出した達成率に、③④及び⑤の達成状況や進捗状況、並びに⑥及び⑦の活動状況等を定性評価し、最終的な達成率を算定		
	④連結CET1比率(普通株式等Tier1比率)		10%台半ば	9.9%		±5%			
	⑤連結OHR(経費率)		60%台前半	57.1%		±5%			
	⑥ESGに関する活動状況や評価機関のスコア等		—	—		±5%			
	⑦フィデューシャリー・デューティーやお客様満足(CS)の活動状況		—	—		±5%			

(注) ①及び②は2021年度公表予想(5月)に対する2021年度実績

③ないし⑤は中期経営計画に定める2022年度目標に対する2021年度実績

(オ) 個人別報酬の内容の決定方法

当社の取締役及び執行役の個人別報酬は報酬委員会において決定しております。役位ごとの報酬水準の客観性や妥当性を検証する際の参考データとして、外部の専門機関等から提供された経営者報酬の還元資料等を活用しております。特に、個人別の業績連動報酬については、報酬委員会において、連結実質業務純益等をもとに支給基準額を決定し、特殊要因や経営環境等を総合的に考慮したうえで内容を決定いたします。

(カ) その他の重要事項

粉飾・不正を伴う過年度の財務情報の大幅な修正、過大なリスクテイク等に伴う巨額の損失計上、重大な法令・社内規程違反や、会社の評価や企業価値を著しく毀損する行為があった場合等に、所定の社内手続きを経て、株式報酬である株式交付信託についてマルス（株式交付前の減額・没収）及びクローバック（株式交付後の返還）条項を適用する仕組みを導入しております。

(キ) 監査委員を務める社内取締役の報酬等

監査委員を務める社内取締役の報酬に関しては、固定報酬である月例報酬のみとし、当社の業況、取締役の報酬水準、同業を含む他社の報酬水準、監査委員を務める社内取締役として相応しい水準等を考慮して、報酬委員会において決定しております。

(ク) 社外取締役の報酬等

社外取締役の報酬に関しては、固定報酬である月例報酬のみとし、法定委員会の委員長あるいは委員を務める場合に、一定金額を加算する仕組みとしております。また、社外取締役である取締役会議長につきましては、社内取締役及び社外取締役の報酬水準を考慮し、固定的な報酬テーブルを設定しております。なお、報酬の水準は、当社の業況、社内取締役の報酬水準、同業を含む他社の報酬水準等を考慮して、報酬委員会において決定しております。

なお、三井住友信託銀行株式会社又は三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を兼務する役員に関しては、一定兼務比率により報酬額を分割して支給しております。

ハ 当事業年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

当社においては、上記「ロ 役員報酬の決定に関する方針の概要及び決定方法」の「(オ) 個人別報酬の内容の決定方法」記載の決定方法に基づいて、当年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定していることから、報酬委員会は、その内容が決定方針に沿うものと判断しております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
(社外取締役) 松下 功夫 齋藤 進一 河本 宏子 麻生 光洋 加藤 宣明 柳 正憲 鹿島 かおる	当社は左記社外取締役の各氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令の規定する最低責任限度額であります。

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社取締役、執行役及び執行役員 以下の当社子会社の取締役及び執行役員 ・三井住友信託銀行株式会社 ・三井住友トラスト・アセット マネジメント株式会社	当社は左記を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社及び左記の当社子会社で全額を負担しております。当該保険契約の内容は、被保険者が第三者や株主から損害賠償を求める訴えを提起された場合、その損害賠償金及び争訟費用を補填するものであります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償等については、保険金支払いの対象外としております。また、免責額の定めを設け、確定した損害賠償金や争訟費用の一部を被保険者が自己負担することとしております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏名	兼職その他の状況
松下 功夫	株式会社マツキヨココカラ&カンパニー社外取締役
齋藤 進一	プルデンシャル ギブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社社外取締役
河本 宏子	株式会社ANA総合研究所顧問、株式会社ルネサンス社外取締役、東日本旅客鉄道株式会社社外取締役
麻生 光洋	弁護士、住友化学株式会社社外監査役
柳 正憲	一般財団法人日本経済研究所理事長、近鉄グループホールディングス株式会社社外取締役、富国生命保険相互会社社外取締役、東武鉄道株式会社社外取締役
鹿島 かおる	公認会計士、日本電信電話株式会社社外監査役、キリンホールディングス株式会社社外監査役

(注) 社外取締役が役員等を兼職している他の法人等と当社の間には特別な利害関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
松下 功夫	4年9ヶ月	取締役会：16回中16回 指名委員会：16回中16回 報酬委員会：10回中10回	大手総合エネルギー会社の代表取締役社長等を務めた豊富な経験を活かし、主に企業経営の視点から発言を行っております。
齋藤 進一	8年9ヶ月	取締役会：16回中16回 指名委員会：16回中16回 監査委員会：17回中17回	大手総合商社の財務部長及び投資事業会社の代表取締役会長等を務めた豊富な経験を活かし、主に財務会計及び企業経営の視点から発言を行っております。
河本 宏子	4年9ヶ月	取締役会：16回中16回 指名委員会：16回中16回 報酬委員会：10回中10回	大手航空会社の取締役専務執行役員として女性活躍推進等を務めた豊富な経験を活かし、主に企業経営及びダイバーシティの視点から発言を行っております。
麻生 光洋	2年9ヶ月	取締役会：16回中15回 監査委員会：17回中16回	弁護士の知見に加え、高等検察庁検事長及び法科大学院兼任教授を務めた豊富な経験を活かし、主に法律及び組織マネジメントの視点から発言を行っております。
加藤 宣明	0年9カ月	取締役会：12回中12回 指名委員会：12回中12回 報酬委員会：6回中6回	大手自動車部品メーカー及び同社海外拠点の取締役社長等を務めた豊富な経験を活かし、主に企業経営及びグローバルの視点から発言を行っております。
柳 正憲	0年9カ月	取締役会：12回中12回 指名委員会：12回中12回 報酬委員会：6回中6回	政府系金融機関の代表取締役社長等を務めた豊富な経験を活かし、主に企業経営及び金融の視点から発言を行っております。
鹿島 かおる	0年9カ月	取締役会：12回中12回 監査委員会：13回中13回	大手監査法人に所属する公認会計士を務めた豊富な経験を活かし、主に財務会計の専門家の視点から発言を行っております。

- (注) 1. 在任期間は、1ヶ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。
2. 社外役員は、定期的に代表執行役との意見交換会に出席して意見を述べております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	10名	114	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 株式数

発行可能株式総数
(内訳)

890,000,000株

種類	発行可能株式総数 (株)	種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	850,000,000株	第3回第十二種優先株式	10,000,000株 (注)1
第1回第八種優先株式	10,000,000株 (注)1	第4回第十二種優先株式	10,000,000株 (注)1
第2回第八種優先株式	10,000,000株 (注)1	第1回第十三種優先株式	10,000,000株 (注)2
第3回第八種優先株式	10,000,000株 (注)1	第2回第十三種優先株式	10,000,000株 (注)2
第4回第八種優先株式	10,000,000株 (注)1	第3回第十三種優先株式	10,000,000株 (注)2
第1回第九種優先株式	10,000,000株 (注)2	第4回第十三種優先株式	10,000,000株 (注)2
第2回第九種優先株式	10,000,000株 (注)2	第1回第十四種優先株式	10,000,000株 (注)2
第3回第九種優先株式	10,000,000株 (注)2	第2回第十四種優先株式	10,000,000株 (注)2
第4回第九種優先株式	10,000,000株 (注)2	第3回第十四種優先株式	10,000,000株 (注)2
第1回第十種優先株式	20,000,000株 (注)3	第4回第十四種優先株式	10,000,000株 (注)2
第2回第十種優先株式	20,000,000株 (注)3	第1回第十五種優先株式	20,000,000株 (注)3
第3回第十種優先株式	20,000,000株 (注)3	第2回第十五種優先株式	20,000,000株 (注)3
第4回第十種優先株式	20,000,000株 (注)3	第3回第十五種優先株式	20,000,000株 (注)3
第1回第十一種優先株式	10,000,000株 (注)1	第4回第十五種優先株式	20,000,000株 (注)3
第2回第十一種優先株式	10,000,000株 (注)1	第1回第十六種優先株式	20,000,000株 (注)3
第3回第十一種優先株式	10,000,000株 (注)1	第2回第十六種優先株式	20,000,000株 (注)3
第4回第十一種優先株式	10,000,000株 (注)1	第3回第十六種優先株式	20,000,000株 (注)3
第1回第十二種優先株式	10,000,000株 (注)1	第4回第十六種優先株式	20,000,000株 (注)3
第2回第十二種優先株式	10,000,000株 (注)1		

- (注) 1. 第1回ないし第4回第八種優先株式、第1回ないし第4回第十一種優先株式及び第1回ないし第4回第十二種優先株式の発行可能株式総数は併せて10,000,000株を超えないものとする。
 2. 第1回ないし第4回第九種優先株式、第1回ないし第4回第十三種優先株式及び第1回ないし第4回第十四種優先株式の発行可能株式総数は併せて10,000,000株を超えないものとする。
 3. 第1回ないし第4回第十種優先株式、第1回ないし第4回第十五種優先株式及び第1回ないし第4回第十六種優先株式の発行可能株式総数は併せて20,000,000株を超えないものとする。

発行済株式の総数
(内訳)

375,291,440株
普通株式 375,291,440株

(2) 当年度末株主数

普通株式 57,578名
57,578名

(3) 大株主 普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	(株)	(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	67,368,800	17.96
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	22,901,800	6.10
JPモルガン証券株式会社	6,639,205	1.77
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	6,361,700	1.69
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	5,995,200	1.59
STATE STREET BANK WEST CLIENT – TREATY 505234	5,805,935	1.54
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	5,466,786	1.45
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	5,347,409	1.42
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	5,103,951	1.36
JP MORGAN CHASE BANK 385781	4,755,301	1.26

(注) 持株比率は、自己株式（324,450株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

当年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数
取締役（社外取締役を除く） 及び執行役	11名	11,431株
社外取締役	—	—

(注) 当社は株式報酬として株式交付信託制度を導入しており、株式の数は当年度に確定した2020年度の付与ポイント数（＝普通株式数）を記載しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人	117	<p>①監査委員会は、会計監査人及び当社財務部門からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などについて検証した結果、会計監査人の報酬等について妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をしております。</p> <p>②当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォート・レター（監査人から引受事務幹事会社への書簡）の発行業務等を委託し対価を支払っております。</p>
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 寺澤 豊		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 間瀬 友未		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田中 洋一		

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、これらの合計額で記載しております。また、非監査業務に係る報酬等の額63百万円を含んでおります。
 3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（上記を含む）は760百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

- イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
 会計監査人に会社法第340条第1項各号に該当する事由がある場合には、監査委員会の判断で会計監査人を解任するとともに、法令に基づきその旨及び解任理由を株主総会に報告します。そのほか、当社は、必要があると判断する場合には、会社法その他の法令の定める手続きに従い、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出します。
- ロ 当社の重要な子会社及び子法人等の会計監査人の状況
 当社の重要な子会社及び子法人等のうち、泰国三井住友信託銀行、米国三井住友信託銀行は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査を受けております。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

7. 特定完全子会社に関する事項

(1) 特定完全子会社の名称及び住所

三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(2) 当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

1,293,014百万円

(3) 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

2,223,512百万円

8. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

9. 会計参与に関する事項

該当ありません。

10. その他

会社法第459条第1項の規定に基づく定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、資本政策の機動性を確保するために、会社法第459条第1項第1号に規定される自己の株式の取得については、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

かかる自己の株式の取得については、当社の株主還元方針に基づき自己資本の状況等を総合的に判断したうえで適切に対応してまいります。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	18,223,364	預 譲 渡 性 預 金	33,230,162
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	5,000	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	6,587,944
買 入 現 先 勘 定	150,741	売 現 先 勘 定	799,524
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	652,534	特 定 取 引 負 債	1,485,033
買 入 金 銭 債 権	854,093	借 用 金	906,686
特 定 取 引 資 産	967,565	外 国 為 替 債	7,153,498
金 銭 の 信 託	16,308	短 期 社 債	1,275
有 価 証 券 金	7,879,235	信 託 勘 定 借 債	2,387,553
貸 出 金	30,876,507	そ の 他 負 債	2,076,604
外 国 為 替	29,494	賞 与 引 当 金	4,298,827
リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産	688,141	役 員 賞 与 引 当 金	2,312,326
そ の 他 資 産	3,354,333	株 式 給 付 引 当 金	21,087
有 形 固 定 資 産	224,535	退 職 給 付 に 係 る 負 債	181
建 物	72,726	ポ イ ン ト 引 当 金	732
土 地	130,367	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	13,553
リ ー ス 資 産	4,798	偶 発 損 失 引 当 金	19,965
建 設 仮 勘 定	110	繰 延 税 金 負 債	3,626
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	16,532	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,649
無 形 固 定 資 産	125,667	支 払 承 諾	44,081
ソ フ ト ウ ェ ア	91,133	負 債 の 部 合 計	61,887,931
の れ	29,510	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	5,024	資 本 金	261,608
退 職 給 付 に 係 る 資 産	192,223	資 本 剰 余 金	576,114
繰 延 税 金 資 産	15,613	利 益 剰 余 金	1,682,519
支 払 承 諾 見 返	541,228	自 己 株 式	△2,714
貸 倒 引 当 金	△163,369	株 主 資 本 合 計	2,517,528
資 産 の 部 合 計	64,633,220	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	277,617
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△42,759
		土 地 再 評 価 差 額 金	△6,839
		為 替 換 算 調 整 勘 定	12,719
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△42,708
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	198,028
		新 株 予 約 権	1,006
		非 支 配 株 主 持 分	28,725
		純 資 産 の 部 合 計	2,745,288
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	64,633,220

連結損益計算書 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	1,401,091
信託報酬	110,539
資金運用収益	375,659
貸出金利	260,871
有価証券利息配当金	97,683
コールローン利息及び買入手形利息	685
預け金利息	12,239
その他の受入利息	4,179
役員取引等収益	444,655
特定取引収益	13,453
その他の業務収益	336,597
その他の経常収益	120,186
償却債権取立	1,633
その他の経常収益	118,553
経常費用	1,171,387
資金調達費用	107,883
預渡性預金利息	29,848
譲渡マネー利息及び売渡手形利息	6,787
コールマネー利息及び売渡手形利息	481
売借現用先利	1,665
借入金利	4,635
短期社債利	3,271
社債利	16,535
その他の支払利息	44,658
役員取引等費用	133,161
その他の業務費用	291,487
営業経費	435,567
その他の経常費用	203,286
貸倒引当金繰入額	37,688
その他の経常費用	165,598
経常利益	229,704

(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 利 益	545
特 別 資 産 処 分 益	545
特 別 資 産 処 分 損	780
特 別 資 産 処 分 損	1,468
税金等調整前当期純利益	227,999
法人税、住民税及び事業税	57,342
法人税等調整額	420
当期純利益	57,763
当期純利益	170,236
非支配株主に帰属する当期純利益	1,157
親会社株主に帰属する当期純利益	169,078

第11期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	137,483	流 動 負 債	8,183
現金及び預金	18,978	未払費用	2,032
有価証券	104,000	未払法人税等	5,338
前払費用	234	賞与引当金	259
未収還付法人税等	12	役員賞与引当金	77
その他	14,258	その他	475
固 定 資 産	2,086,028	固 定 負 債	645,303
有形固定資産	0	社 債	630,000
工具、器具及び備品	0	長期借入金	15,000
無形固定資産	0	株式給付引当金	150
ソフトウェア	0	その他	153
投資その他の資産	2,086,028	負 債 合 計	653,486
投資有価証券	652	(純資産の部)	
関係会社株式	1,440,056	株 主 資 本	1,569,019
関係会社長期貸付金	645,000	資 本 金	261,608
繰延税金資産	224	資 本 剰 余 金	977,092
その他	94	資 本 準 備 金	702,933
		その他資本剰余金	274,158
		利 益 剰 余 金	333,032
		その他利益剰余金	333,032
		繰越利益剰余金	333,032
		自 己 株 式	△2,714
		新 株 予 約 権	1,006
		純 資 産 合 計	1,570,025
資 産 合 計	2,223,512	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,223,512

第11期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	63,319
関 係 会 社 受 取 配 当 金	58,154
関 係 会 社 受 入 手 数 料	5,164
営 業 費 用	5,525
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,525
営 業 利 益	<u>57,793</u>
営 業 外 収 益	6,715
受 取 利 息	6,641
有 価 証 券 利 息	8
受 取 手 数 料	0
そ の 他	65
営 業 外 費 用	6,928
支 払 利 息	76
社 債 利 息	6,564
そ の 他	286
経 常 利 益	<u>57,580</u>
税 引 前 当 期 純 利 益	<u>57,580</u>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△162
法 人 税 等 調 整 額	122
法 人 税 等 合 計	<u>△40</u>
当 期 純 利 益	<u><u>57,620</u></u>

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取 締 役 会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 寺 澤 豊
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 間 瀬 友 未
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 洋 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の計算書類等の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、計算書類等全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の計算書類等の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第11期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）に関して取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査担当部署を活用しつつ、会社の内部統制担当部署と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役並びに監査等委員会及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び執行役等並びに有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員	齋藤進一	Ⓜ	監査委員	首藤邦之	Ⓜ
監査委員	田中浩二	Ⓜ	監査委員	麻生光洋	Ⓜ
監査委員	鹿島かおる	Ⓜ			

(注) 監査委員齋藤進一、麻生光洋及び鹿島かおるは、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場案内図

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
「三井住友信託銀行本店ビル」

◆ 交通のご案内

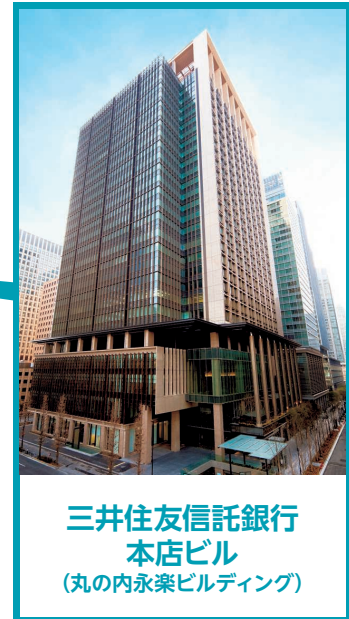


JR線 東京駅 **丸の内北口** から徒歩6分



スマートフォンやタブレット端末から上記の「QRコード®」を読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- ※「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応について」(4頁)をご参照ください。
- ※当日はご来場の株主様に入場時、検温をさせていただく予定です。そのため受付に時間がかかることが予想されますので、早めのご来場をお勧めいたします。
- ※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ※来場記念品の配布は予定しておりません。